

第17回平成20年6月定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成20年6月11日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後3時33分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	糸井満雄
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	谷口忠弘
6番	家城功	15番	赤松孝一
7番	伊藤幸男	16番	服部博和
8番	浪江郁雄	17番	有吉正
9番	井田義之	18番	森本敏軌

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	藤原清隆	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長補佐	長島栄作	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興課長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長補佐	小牧伸行	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
建設課長	西原正樹	保健課長	泉谷貞行
福祉課長	佐賀義之		

5 . 議事日程

日程第 1

一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(森本敏軌)・・・おまして、初夏の気配となりまして、本当に暑く感じるきょうこのごろでありますけども、九州は大雨というふうなことで災害が懸念されております。当町におきましても、こういった災害がないように祈っているところであります。

本日から一般質問ということで、一般質問に入りますけれども、張り切ってご登壇いただきたいというふうに思います。

なお、本日、午前中でありまして、足立代表監査委員、それから鈴木教育次長、金谷会計管理者におきましては、中学校の組合例月出納検査のために欠席の連絡をいただいております。

また、日高税務課長におきましても、病気療養のため欠席の連絡をいただいております。代理として小牧税務課長補佐に出席をいただいております。

それから、平野野田川地域振興課長からも欠席の連絡をいただいております。代理といたしまして、長島野田川地域振興課長補佐が出席をいただいております。

以上、ご報告申し上げます。

また、家城議員におかれましては、少しおくれるとの連絡が入っております。

ただいまの出席議員は17人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1、一般質問を行います。

14人の議員から質問の通告がありましたので、通告順により順次質問を許します。

16番、服部博和議員の一般質問を許します。

16番、服部議員。

16番(服部博和) 私は通告に従いまして、中国大地震による北川第一中学校崩壊大惨事を教訓として、我が町の小・中学校の耐震をどのように生かしていけるおつもりがあるのか、入札指名委員会の委員長であります副町長にお伺いをいたしたいと思います。

まず、最初に、この地震によりとうとい命を亡くされました多くの方々に、ご冥福をお祈りしたいと思います。どうも安らかに眠りください。

さて、5月22日に中国の四川省において、発生をした大地震はマグニチュード8という、阪神淡路大地震を上回る規模で発生いたしました。死者は8万人を超すであろうという報道がなされており、発生より1カ月を経ようとしている今日でさえ、連日のようにテレビや新聞は、その悲惨な状況を報道いたしております。その中でも、特に北川第一中学校や新建小学校の崩壊に関する報道は、何ともやるせない気持ちにさせられてしまうわけでございます。

さて、我が国は地震列島と言われるほど地震が多く発生しております。全世界で発生する大地震と言われる規模の地震の約20%が我が国、国付近で発生しておると言われております。東海地方や首都圏では、いつ大地震が発生してもおかしくない状況であり、地震が起きたときのことを想定したテレビ番組が、最近よく目にするようになったわけでもあります。地震は、50周年周期で発生すると言われております。私たちの住む丹後地方も、昭和2年に丹後大震災に襲われて以来、既に80年が経過いたしておるわけでございます。このことは、一般的に言われております

50周年周期をはるかに超えており、これまた、いつ襲ってきてもおかしくない状況であるわけであり、そのため、いつ起きてもおかしくない状況にある地震に備えるとともに、中国の大地震を目の当たりにしたことが、まだ脳裏に鮮明に焼きついているうちに、近い将来、襲って来るであろう大地震に備えるべく、十分な手を打っておく必要があると思っておるわけであり、

当然のこととして、防災対策や都市行政から考えていかなければならないわけであり、けれども、今回の質問は、これまでからたびたびお聞きをしておりますが、いまだ納得する回答をいただいていない加悦中学校の耐震診断のずさんさに的を絞り質問をしてみたいと思っております。

今回の中国の大地震、特に北川第一中学校の状況を見ますと、5階建ての校舎が倒壊し、多くの中学生が犠牲になった原因は、地震が起こることを全く考慮していなかったか、手抜き工事が行われてきたことが要因であると報道されておるわけでございます。

これらの報道によりますと、鉄骨が入っていない上、粗末なコンクリートや泥を固めた程度のブロックで建てられた校舎であり、当然マグニチュード8の地震に耐えられるはずもなく、一瞬のうちにがれきの山と化してしまったようであり、崩壊したコンクリートを指して、おから状態であったと報じておりましたが、現場の状況を説明するのに、最もわかりやすい的を射た表現であると思わず不笑したものであります。

四川省大地震の件はさておき、加悦中学校の校舎や体育館は、これほどひどいものではありませんけれど、昭和56年以前の建物は、耐震に対する対策が、ほとんどと言っていいほどとられていないのが現状であると同っております。耐震に対する強度度合いを知る方法として、IS値というものがあります。このIS値をもとに耐震補強をするか、しないかを判断したり、また強度度合いを決定をいたしておるわけでございます。通常の耐震診断はIS値が0.75以下であれば、耐震補強の対象となっております。

近年、実施されました同じ与謝野町内の体育館を例に挙げてみますと、石川小学校がIS値が0.09であり、補強工事費が3,396万円でありました。また、桑飼小学校体育館のIS値が0.19であり、補強工事費は1,732万円と済んでおるわけでございます。これに対し、一方、加悦中学校はIS値が0.09で、石川小学校の体育館と同じであります、補強工事費は1億4,000万円と破格の見積もりが出されておるわけでございます。この額は、石川小学校の約4倍に当たり、また桑飼小学校の約8倍もの額になるわけでございます。

それでは、なぜ同規模の体育館でありながら、これだけ大きな差が出るのでしょうか。この件が、最初に議会に報告されたのは、今年の夏時分だったと記憶しておりますけれども、所管の文教厚生委員会に相談がけされたのが最初であります。このときの内容といたしましては、耐震診断を依頼している業者より見積もりが提出されました。体育館の耐震補強工事に1億4,000万円もの多額な金額がかかることがわかったのですけれども、どうすればいいのでしょうかということでありました。

教育委員会にその内容を正してみますと、当初建設した業者が手抜きをしていて、設計図に記載してあるダイバーという専門用語で呼ばれております。一般にはいわゆる梁でございます。これが入っていないとのことでした。そのため、地震に遭遇すると崩壊してしまうとの説明でありました。この工事を行うには屋根を切開し、それから梁を入れていかなければならない。また、

その梁は5本入れなければならないので、したがって壁面、壁ですね。また、床まで補強していないと、これに耐えることができないとのことでした。ですから、このような多額な金額が、費用がかかってもらえないとの説明でありました。

当然、本校舎や第二体育館も耐震の補強をしていかなければなりませんので、このほかに多額の金額が必要であり、その額は新築するのに匹敵するほどの額になるという報告であったわけですので。そのため、議会の文教厚生委員会の方々は大変心配をされました。委員長は、委員長の責任上、一般質問において、この問題を正された経過もあるわけですので。また、新聞社がこのことを記事にしたため、地元の方々の動揺はかなり大きなものがあったことも事実であります。

ちょうどそのころ、与謝野町は総合計画を策定中であり、完成も間近であったにもかかわらず、修正を余儀なくされる一幕があったことも事実であります。このことは、総合計画の中に学校の統合問題があったわけですので。その学校の統合は小学校のみが対象であったわけですので。しかし、加悦中学校は耐震補強を行うのに、先ほども申しましたように新築をするほどの費用がかかる見積もりが出ておりましたので、この際、中学校も検討することが必要ではなからうかと、その時点になってから、中学校も統合の対象とすることができるように修正された経過があったわけですので。

このように、理事者も教育委員会も議会も、また町民の皆さんも存続、統廃合、統合の問題で物議をかもし出して大さわぎになったようでございます。ところが、このような大さわぎをしり目に、業者より、今まで出てきた設計図は間違いであり、詳しく設計図を検討してみたところ、ダイバーと呼ばれる梁は最初から記載されておらず、ダイバーなしの設計であったことが判明したと、今までの説明してきたことと正反対の修正報告書を出してきたわけですので。

この報告を受けたときは、我が耳を疑うとともに、まさに開いた口がふさがらなかった状況であったわけですので。このことについて、修正が行われたのも、この耐震設計業者が究明したのではなく、京都府が組織されております、耐震判定委員会からの指摘により再度調査をしたところ設計図の見誤りであったという、お粗末さであったわけですので。

私は、今日まで、この問題に対し再三再四、教育委員会に質問をかけてまいりました。それに対する答弁内容は、常に事務的答弁であり、耐震設計士から聞かされていたこと、すべてうのみにし、その経過を、ただただ報告されるのみであったわけであります。このような状況を幾ら繰り返していても、堂々めぐりであり、問題解決にはならないと思い、切り口を変え、基本的な問題である設計業者の資質やモラルを問うことが寛容であるのではなからうかと思うようになったのであります。再び、このようなことが起こらないためにも、また設計業者のみならず土建業者、建築業者などなど、町が事業依頼する業者の選択、指名のあり方を、入札指名委員会の委員長である副町長にお伺いをいたしておるわけですので。

まず、第1点目としてお伺いいたしますけれども、耐震診断業者はどのようにして選定されておるのかということをお伺いいたします。

第2点目、指名委員会の役割と審査選定基準はどのようになっておるのか、詳しくお答えをお願いしたいと思います。

3番目、指名業者に対するペナルティーは、どの程度あるのかということをお伺いいたします。

4点目、役場の技師は、入札結果をどのくらい分析し理解することができるのか、また、その技師がおられるのであれば、何名ほどおられるのかお伺いいたします。

5点目、結論として、加悦中学校は存続するのか、統合するのか、どのようなお考えを副町長は持っておられるのかお伺いします。

最後に、町内の小・中学校の耐震の進捗率が52.5%と伺っております。その詳細をお聞かせ願いたいと思います。

以上、6点質問し、第1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

議 長（森本敏軌） ここで申し上げます。

冒頭に申し上げませんでしたけども、上着は取っていただいて結構ですので、申し添えます。答弁を求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 服部議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の診断業者はどのようにして選定するのかと、2点目の指名委員会の役割と審査選定基準につきましては関連する部分もございますので、まとめてお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、指名委員会ではありますが、指名委員会とは、与謝野町工事請負業者指名委員会設置要綱にありますとおり、与謝野町営事業に係る請負工事に関しまして、工事請負業者の指名と決定の構成、またこれら一連の手の合理化を確保するために、設置をいたしているものでございます。

なお、ここで言います工事には、調査設計事業の委託業務も含まれております。委員会の構成ですが、私、副町長、総務課長、農林課長、建設課長、水道課長、下水道課長、そして対象となります工事を所管いたします課長、教育委員会にあっては教育長といたしてありまして、必要に応じて専門的な意見を聞くために、当該工事等の担当職員の出席を求めることもございます。

委員会で審議する事項につきましては、指名業者の決定を初め、指名停止の審査、談合及び連合情報に対する審議、1件当たり設計額が300万円を超える土木工事、500万円を超える建築工事、委託予定額が200万円を超える調査設計事業、それからまた、これらの工事等に係る請負契約を随意契約に付す場合の審議、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に係る協議などとなっております。

次に、審査選定基準についてでございますが、指名委員会では対象となります工事等を所掌しております課から提案をされました、指名業者及び指名理由につきまして、与謝野町建設工事請負業者指名要綱によりまして、その内容が適切かどうか判断し、その結果を町長へ報告をいたします。そして、最終的に町長が指名委員会から送られた案が適切か否かを判断し、指名業者を決定することになります。

今回の質問にあります、加悦中学校の耐震診断業務におきましては、所掌しております教育委員会から提案されました指名業者及び指名理由が適切かどうか、指名委員会で判断をしたということでございます。このときの指名理由といたしましては、与謝野町の指名願に登録をしている測量建設コンサルタントの中から、合併前の旧3町で、本案件と同様の耐震診断業務の実績があること、及び合併前の旧2町以上で指名していたことが上げられておりました。このときの指名

委員会では、事務局が指名願のデータを確認し、教育委員会から担当者呼んで説明を受けました。

その中で教育委員会から説明があった内容に偽りはなく、対象として上げられております業者には不誠実な行為もなかったことから、指名委員会では、この案が適切であると判断して、町長へ報告し、その結果、教育委員会から提案があったとおりの内容で、指名業者が決定をいたしております。

次に、3点目の指名業者に対するペナルティーがあるのかについてでございますが、前に申し上げました指名委員会の審議事項中、指名停止の審査については、与謝野町工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づきまして、指名業者が、その措置要件のいずれかに該当するときは、この要領で定めた期間内、指名を停止することになります。

その内容は、大きく分けまして事故等に基づく措置要件と、不正行為等に基づく措置基準の二つであります。事故等に基づく措置要件につきましては、過失による粗雑工事、契約違反、安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故、または工事関係者事故が上げられます。不正行為等に基づく措置基準については贈賄、独占禁止法違反、談合、または競争入札妨害、不正、または不誠実な行為、建設業法違反、申請書等の虚偽の記載、経営状況が上げられます。

次に、4点目の役場の技師が入札結果をどのくらい分析し、理解することができるのかについてでございますが、与謝野町では入札担当部局であります総務課におきまして、担当者が入札結果をまとめて一般に公開をいたしております。また、指名委員会の事務局も担当していることから、この担当者が得た入札結果などの情報につきましては、その分析も含めまして随時、指名委員会に報告し、そこで審議をし、その結果をもとに新たな入札制度の研究や、制度の導入に役立てておりますので、この担当者が入札結果等を十分分析し、理解しているものと考えております。

次に、5点目の結論として、加悦中学校は存続か、統合するのかというご質問でございますが、きょうまでの議会の中でも、町長から町内の学校等の適正規模、適正配置に係る検討委員会を立ち上げ検討をしていきたいと答弁をいたしております。

本件の加悦中学校につきましても、検討委員会の中で検討をしていただくこととしておりますが、しかし、この検討委員会の設置の目的は、単に学校施設を存続するとか、統合するとかを検討する委員会ではなく、町内の教育や保育が今後どうあるべきかという教育のあり方、いわゆる教育環境につきましても、検討委員の皆様方に自由闊達に議論をしていただき、意見を町長に提言していただきたいと考えております。また、そうした学校等のあるべき姿を検討する中で、当然、学校の適正規模や適正配置も議論され、最終的には統合や再配置といった結論もあり得るのではないかと考えております。

したがって、加悦中学校の存続か統合かといったご質問でございますが、この場での回答は差し控えさせていただきますと存じます。

最後に、6点目の町内小・中学校耐震の進捗率の詳細についてのご質問でございますが、進捗率は52.5%でございます。これは小学校及び中学校の校舎及び屋内運動場、いわゆる体育館でございますが、この全棟数、全棟数から昭和56年以前に建築をされました棟数を差し引きまして、残りの棟数に耐震補強工事を実施した棟数、いわゆる改修済みの棟数ですが、これを加えまして、その加えた数字を全体の全棟数で除算、割り算をしたものでございます。

つまり、平成19年4月1日現在の数字で申し上げますと、小・中学校の全棟数が40棟、そのうち昭和56年以前に建築をされました棟数が29棟でございますので、差し引きしますと11棟が新耐震基準で建築をされた棟数となります。その数字に耐震診断の結果、改修が必要のない棟数と耐震補強工事を実施した、いわゆる改修済みの棟数10棟を加えた21棟を全棟数の40棟で割りますと52.5%という耐震化率が求められます。

当町の場合は、順次計画的に耐震補強工事に着手してきておりますが、ほかの市町村と比較をしますと、一見耐震化率が低いように見受けられます。しかし先ほど申し上げましたように、昭和56年以前の建築の棟数が多い場合は、全棟数に占める割合が大きくなり、当町の場合は、まさにこのケースでありまして、72.5%を占めておりますので、平成19年度の数字は、こうした数字になるわけでございます。

参考までに申し上げますと、本年、平成20年の4月1日現在の耐震化率は67.5%でありまして、さらに本年度計画を予定されております石川小学校の校舎、市場小学校及び江陽中学校の屋内運動場の改修、これらが実施をされますと、耐震化率は75.0%に引き上がる見込みでございます。

以上、服部議員のご質問に対する1回目の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 服部議員。

16番（服部博和） 今、副町長の方から、いろいろと説明をしていただきましたんですけども、踏み込んだところの、もう少し踏み込んだところの質問が、質問というか、回答がいただきたかったなというふうに思っております。

私が箇条書きしたものを提示したので、それに答えられたんだろうというふうにも思いますけれども、いわゆるペナルティーの問題ですけれども、ペナルティーはあるということですが、果たしてこういうずさんな業者に対するペナルティーは、今の、このペナルティーの中のどれに抵触するんだろうかなということを考えながらおたわけでございますけれども、やはり学校というところは、当然、勉強するところであって、児童や生徒たちが安全に勉強をしなければならない環境の施設だというふうに思っております。それが倒壊するようなことがあって、この前の四川省の北川第一中学校みたいなことになるということは、100%避けなければならない問題であるわけですが、やはりこういう、私に言わせればいかげんな業者が出したデータをもとに、果たして子供たちが安心できる環境というものが確保できておると、声を大にして言えるのであろうかなというところが、一番問題ではないだろうかというふうに思っております。

それと同時に、この学校や公民館という公共の施設は、災害時における避難場所、住民の避難場所としての役割が大きいわけでありまして、やはり家屋が倒壊して住むところがない方々が、やはり体育館だとか、学校だとか、公民館で一時的に避難をするという場所であるにもかかわらず、真っ先に学校が倒壊をしておれば、どこへ避難をすればいいのかということで、また混乱をするのではなからうかなというふうに思うわけでありまして。

一つ、中越大地震のときの教訓として言われております問題を、ちょっと申し上げますと、中越大地震のときには、体育館等が倒壊し避難する場所がなかったために、車の中に避難をされたという経過があるようであります。しかしながら、車の中で避難をしておけば、いいわけ

ございますけれども、思わぬその中に弊害が出てきた、障害が出てきたと言いますか、弊害が出てきたわけでございます。約10万人の方が、車の中で避難をされておたということのようですけれども、車の中におられた方々の多くの方が、いわゆる肺塞栓症、わかりやすく言いましたら、エコノミークラス症候群というのがありますね。飛行機に長いこと乗っておたら血の循環が悪くなって、脳梗塞等を起こすという病気でありますけれども、これが発症したという事実があるわけでございます。

日本人に、この症状があらわれるのは大変低くて、10万人当たり0.025%ぐらいしか、この症状にかかっておられないというのが、今まで中越大地震以前の統計であったようでございます。これに対しまして、ヨーロッパでは10万人に対して4人の方がなるという率でございますので、大変率的には日本の方々がかかる、発症率というのが低かったわけでございますけれども、この中越大地震のときは、これの0.025%の440倍の倍数で、このエコノミック症候群にかかられた方が出たというデータが出ておるわけでございます。

やはり、これは十分に体育館等、広い場所で足を伸ばして休息をしておらなかった結果、こういうことが出てきた。それにストレスと水、水分の不足が加味されておるといことが出ておるようでございます。

ただ、大震災、地震だけでも多くの被害が出て大変なわけでございますけれども、それに思わぬ第二次、第三次という、こういうような災害が降りかかってくるということも当然、想定をされておかなければならない問題ではなからうかなというふうに思います。また、これらの問題が第二次、第三次の障害が出てこないためにも、公共施設に安全に避難できる場所の確保というものが必要であるということは、申すまでもないことだというふうに思っておるわけでございます。

今回の質問を整理をさせていただきますと、小・中学校の耐震補強は信用をするに足るかということが第1点と。

もう一つは、行政改革を推し進めている一方で、手つかずの部分があるのではないかとということでございます。この前も、この第2の問題ですけれども、理事者を初め町の職員、また議会の我々も給与カット等で行政改革にお手伝いをさせていただいておるわけでございますけれども、片や先ほど申しましたように、体育館の耐震補強に1億4,000万という、べらぼうもない見積もりを、そのままのみにされるという、この体質は行政改革に背を向ける行為ではなからうかなと、早急にこの問題にメスを入れなければ、行政改革は達成しないのではなからうかなというふうに思っておるわけでありす。

結論といたしまして、業者の言いなりで事が運び、それをチェックできない状況が続いてきた結果、業者の言いなりに代金を支払って、その上、正確な工事ができていない、信用できるかどうかかわからないという工事しかできていない、今回の加悦中学校のような問題が生じたのではなからうかなというふうに思っておるわけでございます。

第1回目の質問の中で、この設計業者、コンサルが出した数値をどのくらい把握し、そして、それに対して注文がつけれる職員が何人おられるのかということにはお答えをいただいていないわけでございますけれども、そこの技師さんの、何人おられるのかという答弁も、第2回目の答弁でお願いがしたいと思っております。

また、入札制度に不備がないか、また不正は行われていないかなどの透明性ばかりを眼中にし

たところの、指名委員会ではなかったのではなからうかなというふうに思っております。仕事の内容に見合う金額での工事がなされているのか、そちらの方に今後も目を向けていただきまして、それらのチェックをして、これは適正な価格で業者は請け負ってってくれるなど、また少し高いなと思ったときには、その辺のところの調整ができるような対応が、お願いがしたいなというふうに思っております。

過日、総務委員長の方から、大阪の固定資産の調査会社の方に視察に行かれた結果を聞かせていただいたわけでございます。その報告の中で、いわゆる随意契約されておる会社でございますので、固定資産税は毎年付加される税であり、その評価に当たっては、評価の継続性を持っているので、その評価の見直しには継続性を十分考慮して作業を進める必要があるのですが、随意契約はやむを得ないが、同業の会社のリストを作成して、同業他社との比較を、比較対象をすることは急務である。また、委託料の問題といたしましては、厳しく判断するなら委託先の言い値で契約しているとも察するので、次年度からは契約時には十分な協議の上、契約されることを強く望むというような調査報告書を出されておることを見させていただいております。

このように、総務委員会からも随意契約に対しましての指摘もなされております。ぜひともそのところに今後は目を向けていただきまして、行政改革を推し進める一助としても、また子供たちが安全な教育が受けられる場所としても、また、災害のときの避難場所として、町民の避難場所の確保の問題として、あらゆる問題から対応していただきますことを切にお願いするわけでございますけれども、副町長の心意気をお聞かせ願いたいと、かように思いますので、よろしくお願いたします。

議 長（森本敏軌） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お答えをさせていただきますが、まず、最初に議員のお言葉の中で、いかげんな業者というご発言がありました。私どもは決してそのような認識は持っておりません。

今回の加悦中学校の耐震診断の話の中で、私の認識はダイバーといいますが、いわゆる横の梁が、設計図書ではある、実際にはないという話がありましたけれども、あれはその構造上、耐震機能を持ったものじゃなくて、ステージの上で催しものをするときに、例えばこの紙とか、何とか大会とかいう、そういった表示をする、それをつり下げる、そういった簡便なものだということで、そもそもそのダイバーがなくても、構造上は問題はないというふうに認識をいたしておりますので、私どもは、今回の業者が決していかがげんな業者、それこそペナルティーを課さなければならぬような、そんな業者ではないというふうに認識をいたしております。

それから、議員もご指摘のように、今年度も三つの小学校、中学校の、それぞれ校舎、あるいは屋内運動場の耐震工事を予定しておりますが、当然、行政といたしましては安全な学校、耐震工事は粛々と進めさせていただきたいと思っております。

それから、業者の成果品について、言いなりといいますが、十分チェックが働いてないんじゃないかという話がありましたけれども、これはこういった業務にかかわらず、業者に委託をしておるわけでありまして、当然のことながら業者ができた製品、成果物を持って来ました折には、検収と言いまして内容をチェックをいたしております。

その内容について、十分理解することができなかつたら、当然そのチェック、検収はできないわけでありまして、当然のことながら検収をいたしまして、問題がなければ委託の対価をお支払

いするということでありませう。

それから、最初のご質問でもありまして、ちょっと私も答弁漏れでありましたが、職員の役場の技師はというお話でしたけれども、多分、土木の技師でなくて建築の技師をおっしゃっているんだと思うんですが、私の記憶間違いでなければ、建設課に2名と教育委員会に1名、建築の技師がおります。

以上で、お答えをさせていただきました。ちょっと答弁漏れがありましたら、またご指摘をいただきたいと思ひます。

議 長（森本敏軌） 服部議員。

1 6 番（服部博和） 時間がないので、また、次の一般質問でも同じことを言わんなんのかなと思っておるんですけども、今、副町長は、私がいかがげんな業者だということに対して、いかがげんな業者ではないと。それから、このダイバーについてもステージの上に入るべきものだというようなことであつたわけでございますけれども、ここに設計図、設計図と言ひますか、議会に、文教厚生委員会に提出されました、いわゆる説明書があるわけですけども、ここには、はっきり5本のダイバーを入れるというものが、文教厚生委員会では示されまして、このように入ることが図示されております。

これに對しまして、教育委員会の技師が業者に對しまして、こういうふうに入るのでねということをお初確認をしようということまで、文教厚生委員会では回答をいただいております。それに対して業者の方は、そうだと、こういうふうに入らなければならないんだという説明をしようということは、委員会では、もう既に聞かせていただいておりますので、今、副町長がおっしゃつたこととは、全く正反対だということに思ひます。

もう一度、その辺のところを、今の質問では時間も足りませぬし、また、副町長の方もいろいろなことを調べる時間もないだろうと思ひますので、一度、その辺のところは、もう一度きちっと、この資料がなければ、私の資料もお貸ししますので、その辺のところをもう一度一からやっぱり精査していただきまして、次に、いつの機会かわかりませぬけれども、この問題を質問させていただきますときは、正確な答弁がいただきたいということをお願ひいたしまして、時間がまいりましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（森本敏軌） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） ダイバーのお話がありました。私の認識は、当時の設計図書、設計書で見ると、このダイバーの部材が堅固なもの、強固なものではなくて、したがって、その耐震の効果がある、そんな堅固な部材ではないと、それこそ重たくないものをつり下げる程度のもの、そういった部材が設計書に書いてあるということでありましたので、そういうふうに入りましたけれども、議員が再度のご指摘をいただきましたので、私も改めてもう一度勉強してみたいと思っております。

1 6 番（服部博和） よろしくお願ひいたします。

議 長（森本敏軌） これで、服部博和議員の一般質問を終わります。

ここで、少し早いですけれども、暫時休憩いたします。35分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時20分）

（再開 午前10時35分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

15番、赤松孝一議員の一般質問を許します。

15番、赤松議員。

15番（赤松孝一） それでは、私は主に地域の経済ということにつきまして、質問をいたします。

先ほど、服部議員の方から、中国での大変大きな地震による震災、天災であります。ことがございましたが、日本は幸いにも大きな天災は最近やってきていませんけれども、先般の秋葉原で起きました人災ですが、いわゆる、いつどこで何が起きるかわからないと、かつての日本は安全と水にコストは要らない国だというふうなことを聞いていたのですが、今では水も高くなりますし、安全も、これはもうコストが幾らあったらいいのかわからないなというような、非常に危機感を感じている次第でございます。また、当日、思わぬ不幸でお亡くなりになった方、またけがをされました方々に、お悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

しかし、こういった思わぬ事故の背景には、やはり犯人の供述を報道で見る限り、昨今の不況が、ある程度原因しているようであります。リストラの対象にならないかと、そういった不安がかきたてているような点もかいま見られるところもあります。また、ある意味で自殺願望者かなと思う点もあります。

きょうの、けさの新聞によりますと、京都府内の自殺が592名というふうな、大変びっくりするような数字でありました。全国で数えますと、全国の総数は3万777人というふうな、1年間に与謝野町以上の町がなくなるような、びっくりするような人口であります。これを、特に京都府の592人の中でも、府の保健福祉部は、府の北部でふえているというふうに表示されています。

特に京丹後市というふうなことが顕著に書いてございますが、原因としましては、経済回復のおくれや高齢化、職不足、いわゆる仕事不足なども背景にあると見られるというふうな、記事は書いてありますが、まさしく、この京都府北部を取り巻く地域経済は悲惨なものがございます。よく言われることではありますが、例えば、事業所数であります。これが与謝野町の場合、平成13年と平成18年の5カ年間でありますが、与謝野町の事業所数が平成13年に2,754事業所あったものが、事業所が、平成18年では2,331事業所、いわゆる423、増減率の15.36%は京都府の北部、北部といいますが、綾部、福知山以北では飛び抜けた数字であります。また、従業者数の1万1,729人から1万67人というふうな、1,662人が与謝野町で減っています。これも14.17%というような、ちょっと高い数字であります。

このように与謝野町だけを見ましても、事業所数の激減、また、それに伴う従業者の数の減り、そして何よりも平均給与、これは前回もこんなことを発表したかもわかりませんが、平均給与にいたしましては、平成18年度の平均給与であります。与謝野町で277万2,000円、これは伊根町の165万8,000円に次いで低いものであります。お隣の京丹後市が344万4,000円、福知山市は448万2,000円というふうな、非常に近隣の市と町と比べても、与謝野町がいかに低いかということは、おわかりかと思えます。

こういった与謝野町の町内の地域経済の冷え込みは、もう私が改めて申すまでもなく、今回の一般質問、また、きょうまでの一般質問でも、たびたび取り上げられているわけでございます。こういった中で、昨年の完成しました総合計画の中には、この点についても十分重点プロジェク

トというふうな位置づけで、「創ろう、つなごう、循環型の地域経済」というふうに、非常に重点プロジェクトという中にとらえていただきまして、循環型の地域経済というふうなうたってございます。

この循環型の経済、私も望むところであるんですが、じゃあ実際にですね、きょうまで2年間というよりも、合併してから2年間、総合計画ができて、ことしは1年目ではありますが、なかなかまだ、この「創ろう、つなごう」、この意味合いがもう一つつかみ取れないというのが私の気持ちであります。

特に、常々、町長の発言によくある自助、共助、公助、それに昨年から新たに商助というものが、商い助けるがつけ加えられました。この自助、商助、共助、公助の、いわゆる精神といえますか、そういったものをどのような形から、どのような形態を持って、どの組織を持って、これを具現化できるのか、まず1点、質問をいたします。

それから、続きまして、この町内で生産できるものを、また調達できるものは、賄えるものは日常生活必需品から始まりまして、いわゆるすべての建設工事、農産物等々、こういった消費は官民間問わずに、町内業者で賄うという姿勢をですね、行政が強く打ち出すことはいかがでしょうかという質問であります。

これにつきましても、もうきょうまで、たびたびか話ししていることではございますが、これを改めてはっきりとですね、例えばの例であります、「100%町内・消費宣言の町」とか、「地産地消推進の町」とか、そういったものを懸垂幕とか、ポスターとか、看板とかで意識的にPR、啓発していくと、こういったことはいかがでしょうかという、具体的な提案でございます。

特に食糧の問題ですが、先般も食糧について触れましたが、これもけさの新聞の中の、新聞の受け売りになるわけですが、非常に、けさ新聞を読んでまして、気になる部分があったので、ちょっと皆さんに披露します。皆さんも恐らく、けさの新聞でお読みだと思いますが、京都新聞の経済天気図というコーナーであります、ここの日本の食糧自給率が38%になってしまったという情報が流れて以来、最近さまざまなメディアをにぎわしているのは、この「農」、農業の農の問題であると。

ちょっと飛びますが、20世紀の世界を支えてきた近代化は、非食糧品の大量生産を目指す機械化、工業化だったと言えるだろうと。言ってみれば、脱農業であり、その流れにもろに乗って、車と鉄とパソコンを生産し続けてきたのが日本だと言えるかもしれない。しかし、西欧諸国はもっとしたたかで、食糧自給率はフランス122%、カナダ145%、アメリカ128%、イギリスでさえも70%、ドイツは84%、いわゆる農業優先なんですね。工業の時代がぐるっとひっくり返って、農の時代がやってきた。人間の命を維持するエンジンは何か、答えは食に決まっている。この原始的で根源的な問いを忘れてきた我々に、問題はいきなり立ちあらわれたように見える。こんなようなことが書いてあるわけでございます。

したがって、この生産、「地産地消推進の町」こういったものも、これはたまたま国別の比較対象であります、果たして翻って、私たちの町、与謝野町の食糧自給率はいかほどであろうかと思ったときに、恐らく大変厳しい数字が出るんだろうなというふうなことを予測できます。

そういった点で、地元で産物をつくる、そして地元で消費をするという。いわゆるこういった人間にとって根源的な課題を克服していくのも、地域の経済の一つは大きな力になるだろうとい

うふうに考えています。

それから、もう1点、次にいきますが、経済の三要素は、「ヒト、モノ、カネ」というふうに言われています。そして、地域力、いわゆる地域の財産、これはもうは気候も産物も歴史も、自然景観もすべてであります。しかし、一番はやはり人であります。こういった中で、近隣の市の町のまねをしなくてもいいわけですが、例えば宮津市は、市長や各室長ら15人で構成する・・・対策会議を町内に設置され、そして、ここでいろんなことを、景気改善の対策案を協議をされているようでございます。短期的には、公共や民間からの発注を市内業者を優先にして、消費を拡大させることを対策の柱とされています。中・長期的には、不況業種の事業多角化や、事業転換の支援も視野に入れておられるようであります。

そして、公共事業が減り、特に経営が厳しい建設業者が、地域に豊富な農林水産の事業へ転換することなど、発想を変えた多角経営を提案できないかと、井上市長の談話が載っています。また、京丹後市では、商工会、会員訪問事業との共同取り組みという、市職員が同行訪問をすると、大変ユニークな取り組みであります。いわゆる商工会の職員が事業所に、また市民のところへ行かれるときには、市の職員が一人同行して、一緒にここで生の声を聴取するという事業であります。こういったことも、京丹後市の地域経済再生支援緊急対策本部というものを設けられて、取り組んでおられます。やはり最終的には、町長がおっしゃる、民は民の力でというふうにおっしゃいますが、やはり行政としてできる範囲のリーダーシップ、また手助けは必要ではないかというふうに考えています。

そこで、私は従来、よくこういった活性会議とか、対策本部を設けますと、いわゆる商工会の役員さんとか、それなりの団体の推薦とか、町とかで組織されまして、立派な方々はたくさんおられるんですが、それなかなか評論家集団になりまして、なかなかお見えにならないというのは、過去の例であったというふうに、私なりに反省を交えて記憶しております。

そういった点で、もうそういった手法ではなく、一般公募を主としてですね、町の内外から人財、人財の財は、あえて私は財産の財を使っていますが、人財を集結しまして、地域活性化の実践部隊をつくっていただきたいと、こんなふうに思っています。地域活性化会議とでも申しますか、私は確固として、「生き生き実践部隊」というふうに名づけていますが、そういった活動部隊を設置していただきたいと、こんなふうに思っています。

いずれにしましても、行政ができる範囲には、町長がおっしゃるように、ある程度の限界がありますが、また行政だからできると、行政でなくしてはできないといった施策もたくさんございます。そういった点、考えいただきまして、一つの地域循環型経済と、いわゆる総合計画の重点施策プロジェクトであります、「創ろう、つなごう、循環型経済」これの具現化は、どのように考えておられるのか。

二つ目には、「100%町内消費宣言の町」もしくは「地産地消推進の町」といった宣言をされてはどうかといった点。

三つ目には、地域活性化会議、こういったものの設置はどうかという3点につきまして、町長に質問をいたします。

第1回目の質問、終わります。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 赤松議員さんのご質問の第1番目、地域循環型経済についてお答えいたします。

議員おっしゃるように、与謝野町の活性化を図るには、住民の皆さんが生き生きと生活していただくことが基本でございます。それには、安定した収入を確保する必要があり、当然のこととして、就労機会の提供が求められており、一昨年実施いたしました、住民まちづくりアンケートでの結果で、顕著に表れているところでございます。

第一次与謝野町総合計画では、第7章の重点プロジェクトの推進の中で、まちづくりアンケートで要望の多かった内容、審議会の中で議論が集中いたしました内容を重要課題とし、選択と集中の考え方と、自助、共助、商助、公助の協働により、重点的に取り組むべき施策としての四つのプロジェクトを掲げております。その中の一つに、おっしゃった「創ろう、つなごう、循環型の地域経済」をうたっております。これは、まちづくりアンケートで、産業が盛んで、働く場所が多いを希望する結果を反映しているもので、審議会の中では、与謝野町内で資源やお金が循環する仕組みを構築する必要があるとの意見が出されていたところでございます。地域内で、経済を循環させることは、決してたやすいものではありませんけれども、現状を分析いたしましても、多くの資源は海外に頼っております。

私が思います本来の循環型の経済とは、例えば、地元の森林を伐採し、それを製材する業者があり、それを購入して家を建てる大工さんがいる、このようなサイクルではないでしょうか。しかしながら、実際には、これらの工事の中で電気工事や屋根工事を、町外の業者が施工する場合もあるかと思えます。これは例えではございますが、このように、すべての工程を地域で循環させることは、現実問題として非常に難しいというふうに考えております。

それでは、与謝野町内でできることはないのかということを考えてとき、加悦地域で取り組まれております循環型農業などの取り組みをどんどん広げていきたい。いわゆる広がる計画にしたいというふうに考えております。これらを推進していくことになると、当然、行政だけが旗振りをするだけでは成り立ちません。そこには生産農家の方々の努力、これは自助、そして消費者の理解、共助、そして販路を拡大するための商店などの努力、協力、商助がなければ成り立ちません。

農業を例えて申し上げましたが、あらゆる産業において与謝野町でできるやり方、システムづくりを平成21年度に作成予定の産業振興計画の議論の中で、検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、2番目の「100%町内消費宣言の町」「地産地消推進の町」についてお答えいたします。

初めに、100%町内消費宣言でございますが、結論から申し上げまして与謝野町がこのような状況になり得るためには消費者意識の転換や、消費者ニーズにこたえられる商店、あるいは事業所の確立が図らなければ実現しないものというふうに思います。また、地産地消の推進でございますが、地産地消とは地元で生産されたものを地元で消費すること、さらに、単に地元で生産された食材を食べるだけではなく、食を通じて消費者と生産者の相互理解を深めるものと理解をいたしております。

いずれにいたしましても、この二つの取り組みは地域経済の活性化を図って上で重要な課題で

あるというふうに思っておりますが、町全体に、このことを進めていこうと思いますと、単なる呼びかけだけでは成果は期待できるものではなく、住民の皆さんや商工業者、あるいは農業者等々による、地域ぐるみの、そうした意識転換、地域内の合意形成を図っていかなければ実現できないものというふうに思っております。

いわゆる提供者と受け入れをされる方との合意のもとで、進めていかなければならない分野でございますので、とりわけ提供者が提供されるものの、魅力づくりが重要であるというふうにも感じております。もちろん町といたしましても、その取り組みに対しまして、検討を加えてバックアップさせていただきたいというふうに思いますが、一つの発想の転換といいますが、そういうことが成り立ってから宣言をすると言うのではなしに、宣言をすることによって、皆さんの意識を変えていくという、そうした状況も生まれてこようかというふうに思っておりますので、それらの点につきましては、もう少し内部でも協議がさせていただきたいと思っておりますし、先ほど申し上げました、産業振興計画の議論の中でも、検討していきたいというふうに思っております。

町では、量販、物品等は、町内購入を基本にしておりますし、地産地消でも給食センターでの地元米の消費などに前向きに取り組んでおりまして、率先して、その行動を起こしております。消費者ニーズにこたえられる商店等の育成につきましては、引き続き商工会が先頭に立って取り組んでいただきたいというふうに考えておりまして、お聞きいたしますと新商工会が誕生、記念事業として魅力ある商店づくりの強化のため、・・・の合併、拡大、商品券の発行事業などの計画も進められております。このことも町内消費に結びつく仕掛けとして、大いに期待をしておりまして、町は、そうしたバックアップをさせていただきたいというふうに考えております。

次に、3点目のご質問、地域活性化会議についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、地域は「ヒト、モノ、カネ」の三要素ですべて機能して、初めて活性化するものというふうに考えております。もう一つ、私はここに「トキ」というか、モノの中に入るのかもわかりませんが、時間という、そうした考え方、観点も大事ではないかというふうには思っております。

町では、与謝野町、第一次総合計画を策定するに当たり、審議会委員を団体の長ばかりで構成するのではなく、広く一般から公募いたしました。その結果3名の応募があり、委員として計画策定について参画していただきました。この総合計画に基づきまして、平成21年度から産業振興計画を策定することにいたしております。商工会等から、一定の委員をお世話にならなければなりません、広く一般からも公募を行いたいというふうに考えているところでございます。

おっしゃいましたように、これは町内だけではなく、町外に対しても広げていくという考え方も一つの選択肢ではないかというふうに思っておりますので、これらについても、もう少し内部で検討をしてみたいというふうに考えております。

総合計画の中で、まとめていただきました、そうした地域内における循環経済の構築につきましても産業振興計画を策定する中で、与謝野町の気候、産物、歴史、自然、景観などを生かしながら、そこに住み活動する住民が、いかに取り組んでいけるかなどをご議論いただきたいというふうに考えております。従来のように計画策定だけではなく、そのあとの実行体制についても、委員の方々からご意見やアドバイスなどをいただき、継続性のある体制で進めていかなければ意味がないものというふうに考えております。

議員ご提案の地域活性化会議を今すぐ立ち上げるといふことは、なかなかまだ考えはございませんが、これらの委員会を十分に機能させながら、与謝野町の人材発掘に努めてまいりたいといふふうに考えますし、また外からのいろんな皆様のご意見もお聞きしたいといふふうに思っております。

地域産業の活性化に成功した事例を見てみますと、徳島県の上勝町のように、もみじの後の彩りいっぱいの落ち葉を料理、紅葉ですね、そうした料理のつまに利用しながら、できないかと、ごくごく自然な発想で、いまや年収2億円の産業になっております。当然、高齢化も進行している町でございますが、町ではそれらを究極産業福祉と位置づけられております。このような発想が、地域の特性を生かした産業起こしであろうかといふふうに思っております。

しかし、これも仕掛けは、やはり農協の職員さんであったり、あるいは、いろんな町の産業起こしの中の中心は、やはり商工会であったり、観光協会であったりという、そういう民間の方たちの発想で町おこしをされているというのが、ほとんどでございます。もちろん、私が常々申し上げておりますように、持続可能なまちづくりを実現させるためには、先ほどのとおり産業の活性化は当然必要でございます。もちろん、行政だけでも実現できるものもございませんし、また商工会や、そうした組織だけではできません。住民そして企業との共同で、与謝野町の特徴を生かした産業活性化に取り組んでまいりたいといふふうに思っております。

そうした動きは、徐々ではございますけれども、地元の特性を生かした、また素材を生かしたものを農業、あるいは商業に生かしていこうという動きも少しずつ出てきておりますので、そうした芽をうまく育てて、花が咲かせられるような、そうした仕組みづくりもつくっていききたいといふふうに考えております。

以上で、1回目の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） 答弁、ありがとうございました。

今、答弁を聞かせていただいてまして、率直に感じることでありますので、町長に対して失礼なことかも知れませんが、率直に感じまして、いわゆる検討するとか、そういう時期ではないとか、前向きに考えると、そういった発言が、いつの一般質問でも多いわけではあります。やはり、私は今、町長がおっしゃった徐々にはあります。芽が出ているとか、そういう徐々とか、しばらくとか、これよく使われる言葉なんです。私はやはり以前にも申しましたが、ある程度、決断力、判断力、先ほど、町長が言われた時間とおっしゃいましたね、時間が必要だということ。まさしく私は時間は必要だと思えます。だから、時間というのは長くかけなければならぬものもあります。しかし、やはり瞬時、瞬時の判断を求められるものもあります。だから、そうやって考えて、考えている間に1年がたち、2年がたち、そういった私は、このどうも、この今の町政の推進の仕方に対して、そういった、じゃあやってみた、しかしよくなかった、じゃあ引き返そう、やり直そうといった、やはりいけないところは、また見直そうと、そういう発想がないとですね、今おっしゃったように、商店が魅力ある商店にならなければとか、提供者が十分な提供ができなければとか、もうそういうことを言ってますので、マイナスの材料ばかりを並べてですね、できないことの何か言いわけに聞こえるんですね。やはりまずしてみると、そして、それによって、いわゆる啓発するわけですから、そろってからするのではなく、まずや

ってみると、そこで初めて町民も、よし打てば響く町政だなと、農業の人も商店の人も、また建築業者も土木業者も電気屋さんも、そうか100%町内消費なのか、その中には無理があるだろうな。中にはないもんもあるからなと、それを承知で、こういったことを町が提案してくるんだろうかと。ここに私は町民の喜びがあり、目標があり、よしじゃあ町民の皆さんからこたえられる店なろうと、そういうものがあるんであってですね。何もかもがそろわなければできませんというふうな、私はいささか、この地域を経営される町として、私はあまり好ましい発言ではないなと、私にとってですよ、人は知りませんが。と私は今、感じました。

やはり、仮に10年後に、この役場は残っても、職員は残っても、議員は残っても、町民が残らなければ町は存在しないわけですよ。それくらい今、危機を皆、感じているわけです。そういった中で、何々がそろえば、何々ができれば、そういったことは、私は今まさに町長がおっしゃった時間、これをもっともっと大切にさせていただきたいというふうに考えています。

それから、上勝町の例が出ました、上勝町の彩りも、けんも、確かに農業の職員が、ああいった吉兆さんとか、ああいう高級料亭へ行かれて、そこから生まれたものでありますが、この上勝町へ行ってみるとですね、実際にはその彩りの部分だけが、皆さんに・・ます。あそこの町は、もう一つ有名なのは、ごみ収集車が走らない町なんですよ。それで視察も多いわけです。だから、そういうふうに、まずそれだって批判があるわけなんです、町民から。あれ30キロです、東西。30キロの町の中の真ん中の15キロのところにごみ捨て場があるわけですよ。そこへみんなごみを持って行かんなんですよ、町民一人一人。そら物すごく不平不満聞きました、僕も行って。しかしながら、それをやりきる力、それによって、リサイクルができる、雇用も生まれる。ある程度ですね、何もかもがそろってなしに、これは大切だと、これは必要だと思ったら、そこで町長が決断されるのが、やはり町民の付託を受けておられるゆえんではないかというふうに私は感じています。

したがって、しないとおっしゃっていない協議をすると、検討をするというふうに前向きのご答弁をいただいているんですから、あえて文句を言うのもおかしいんですが、でき得るならば、一日も早くそういった宣言してほしいと。

特に業者は、本当にこの一言一言、この100%消費宣言、地産地消、もう待ちに待っています。ぜひとも業者の、いわゆる業者と申しますか町民の活性化、町民の喜び、目標、いわゆる福祉と言われるものが、私は福祉というもののそのものが生きがい対策だと思っています。これは弱者も健常者も関係なしに、福祉は生きがい対策だと思っています。そういった意味で、ぜひとも早いご決断をしていただきたいというふうに、何も文章は100%だとか、地産地消がなくてもいいわけですよ。これは庁舎内で十分検討されて、それにふさわしい言葉を使われたらいいわけですから、ぜひともそういった点をしていただきたいと思います。

それから、もう1点、いわゆるこの地域循環型経済の具現化につきまして、もう少しちょっと、町長の答弁を一生懸命聞いていたわけですが、大変難しいというふうな発言の中で、私が聞いた範囲では、じゃあどう具現化するんだということはなかったかなというふうな、思うんですが、違いましたらまた答弁してください。

私是一个の方法としてですね、もう皆さんも御存じと思うんですが、今、循環型社会へ向う一つの道具、ツールとしまして、地域通貨というものが非常に今脚光を浴びていますね。この地域

通貨といったものをですね、私なりに調べ出すと、まだ幾らでも資料があって、大変膨大なものになるんですが、まだまだ日本で始まったばかりで、日本国内で500地区か1,000地区までのぐらいのところで行ってられるようですが、この地域通貨といったものは、大変私は魅力のある地域循環型経済を具現化するには、非常に与謝野町というのはパイは大きいですけども、例えば加悦ブロックとか、加悦の中でも何々ブロックとかいうふうにしていけばですね、私は大変、地域、与謝野町全体でも十分ですが、非常に魅力のある、この制度だなというふうに感じています。

これについては、いろんな、もう既に資料やものが町中にあふれていますので、町長もお目に触れることがあると思うんですが、こういった地域通貨といったものに対しても、一つの循環型経済を、社会をつくる上においては、大きな大きな、私は働きがあるというふうに思っています。

特に、この今の、このあれですね、いわゆるこんなことを、私は物知り顔で言うわけではないですけども、やはりこの今回でもプラントが福知山にできました。プラント-3があそこへ行けば、私は行っていませんけど、行った人がほとんど言われるのは、何人も知った人に出会うと、片手ではきけへんと、こんちは、こんちはと、あいさつしとらんなんと、こういうことを聞いています。

しかしですね、これは福知山の話ですけども、一般的に大型店が進出したら、町の商店はどんどんつぶれてきますといったところは、ありふれたわけですし、ここで大型店に落とされたお金は地域に循環せずに、外に出ることですね。こうして地域経済が疲弊して、地域のコミュニティが失われて、そして地域でもものができなくなって、遠くから、遠く海外から輸入されたり、他産地から輸入された安い野菜は食べられても、地元でできた地場の野菜が食べられないという、奇妙な現象が起きているわけですね。こういったことの中で、私はぜひとも地域循環型経済の中で、まだまだ打つ手はあるというふうに考えています。もう与謝野町の一番にぎやかな通りを見ましても、大きなお店は、ほとんど町外の業者の方であります。これは、これが自然の流れとえばそれまでですが、やはり地域循環型経済の転換を意識的にしなければなりません。

そういった意味で、ぜひともですね、こういった地域のことにつきましても、時間が足りませんので長々と申しませんが、こういった点も、ぜひ研究していただきたいと、そして一日も早く・・・に向けて、町内の消費は町内でしますよと、建築も土木も電気も、食材もみんな地元で調達しましょうという、そういう宣言をするわけですから、そういった提案もしていただければ、非常に私は、町民喜ぶと、何度も言いますが思います。

特に、・・・の中にありましたが、地元の食材は、いわゆる以前も質問しました食育に連結しています。特に食育といった問題から含めましても、ぜひともそういった、今、加悦町で行われています循環型農業の、町長がおっしゃった、すそ野の広がり、そういったものも本当に期待しながら、与謝野町の食糧自給率が限りなく100%に近づくように努力していただきたいというふうに思っています。

これで2回目の質問を終わります。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 赤松議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたのは、やはり計画的な中で、今年度、そういう産業振興計画を立てると

いう、一つの方向性を出していますので、やはりまずはそれをきちっと仕上げていく方向を、まず考えたいというふうに思っております。

今までも、この間、別にこの計画がなかったとしても、やはり今やらなければならないこと、行政にしかできないことは、手を打ってきたつもりでございます。例えば、冷凍米飯の工場を充実させるだとか。それから、循環型農業の一番もとになっております豆っこ肥料をつくる、そうした施設を整備するとか。やはり行政でしかできない部分については、やはりそうした方向を見据えながら、町としては、手を打ってきたつもりでございます。それが、すべてということにはなっていないかもわかりませんが、一つの方向性としては農業も、そういう方向で進めていきたいというふうに考えております。

ですから、それらの思いを、また、産業振興計画の中にも、いろんな分野が産業、あらゆる産業についての議論がされるかというふうに思いますので、そうした中でも一定の位置づけをしていきたいというふうに思って、そういう意味で、もう少しという時間のことを申し上げました。しかし、宣言しようが、しょまいが、やらなければならない、今という計画がなくても、例えば、商工会から予定されております、そうしたものが、この地域の商業の活性化につながるものであれば、あろうとなかろうと、やはりそれは手を打っていくと、支えていくということが必要かというふうに思いますので、非常に後ろ向きな答弁のように聞こえたかもわかりませんが、やるべきことはきちっとやりながら、なおかつ、その中でタイムリーに手を打たなければならないことは手を打っていきたいというふうに思っています。

それから、先ほど、例えばおからですよ、今は京豆腐から出ていますおからは100%与謝野町産の大豆ではないわけです。ですから、それらも、できるだけ与謝野町産の大豆を100%使って商品化ができないかというようなことも、一つの研究課題になろうかと思えますし、また、そうした動きも出ておりますので、今ある、いろんな与謝野町のいい素材を、やはりもう少しきちっと料理をして、外へ売っていけるような、そういうものにしていく必要があるかなというふうに思いますし、ひまわりの方も月曜日でしたか、今度はひまわりの入ったアイスクリームができるらしいんです。ですから、いろんな今、町のある、いろんなものを、それぞれの立場で皆さん、いろいろと知恵を出しながらやっておられます。それは一つの単発ではなしに、やはり町全体として、どういう方向で売っていくかということは、これ大事なことだろうというふうに思いますので、そうした個々の努力が報われるような、そういう政策を、計画を皆さんとともに練っていきたいというふうに考えております。

それから、地域通貨の件について、お話がございましたけれども、これも農業関係だとか、福祉関係だとか、商工関係だとか、その取り組む内容、地域の内容によって、その通貨の使い方がいろいろとあるわけでございます。例えば、農業ですと、皆さんで地域の今、推進されておりますような、地域の、そういう環境を保全するためにみんなで出ていって、農道の整備をしたり、あるいは、池の整備、ため池の整備をしたりというようなことで出た人に対して、券が渡されて、その町でできた農産物を、その券で買うことができるというような、そういう地域通貨もございますし、商店の地域通貨もありますし、福祉のボランティアバンクではないですけども、いろんなサービスを提供したら、今度それが、自分がサービスを受けるときにサービスを受ける、そういう通貨に変わるというような、いろんな取り組みもございますし、これも一つ研究する課

題でもあろうかと思えます。今、先ほど申し上げました、そういう産業振興計画の中でも、そうしたことも一つの課題として、あるいは、一つの研究材料として、取り組むべきなのかどうかというようなことも、やはり皆さんで考えていっていただければなというふうに思っております。

ですから、なかなか時は待ってくれませんので、タイムリーにやっていかなければならないことについては、その都度、いろんなことにつきましても、議員の皆さん方に相談しながらやるべきことは進めていきたいというふうに考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） 今のご答弁を聞きまして、これは期待できるなというふうに、好感触を得ていますので、期待を裏切らないように一日も早く、時は待ってくれませんので、よろしく願いをいたします。

それと、1点、今、豆腐のお話が出まして、私、これはこんなところで、一般質問の席でおしゃべりするの、ちょっと余談でもったいない時間ではあるんですが、感じたことでありますので、私、ことしの3月ごろでしたか、あれは、すみません。どこだったかな、あれは。箕面ですか、箕面にですね、行ったとき、箕面市ですね、そこへ大きな大型SCがあります。イオンとかカルフルですか、フランスの方の。その複合体の大きなショッピングセンターがあるわけですが、その中の一角に非常によくはやっている豆腐屋のレストランがあるということで、行きましたら、加悦と書いてあるんですね、壁に。よくよく話を聞いてみましたら、加悦町の加悦なんです。いわゆる、その豆腐屋さんがやっておられるんですね、経営を。もう満員です。若いお母さんから子供さんから、いわゆる体にいいものを、丹波ですから、丹後で丹波というイメージが強かったんですけど、いわゆる自然食品を使っていると、豆腐を中心としてですね、非常に満員の大盛況でした。私もこれどこかに、ほかにもあるんですかって、いや、ここ1店舗ですという話でしたけれども、私は、この加悦町、加悦から来たんですというふうに話をしたんですけども、非常にあれも新しい、いわゆる地域ブランドを上げる意味で、一つの貢献をさせていただいているなど。私たちの知らないところで、知らない人が、知らないと言うと語弊がありますが、一生懸命力を発揮していただいているなというふうな、一つの感激のおもむきでした。

そういったように、町長がおっしゃるように、何も1箇所ではないんですけども、きょうの一般質問の内容を見ましても、多くの方がやっぱり地元で消費をしてほしいということを訴えておられますので、ぜひとも、くどいようではありますが、せいぜい早い時間に、そういったご検討、ご検討といいますか、実行をしていただきたいというふうに思っています。

以上であります。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） おっしゃるとおりに、本当にいろんなところで、それぞれの皆さんが頑張っているというふうな、そういう意味では、お互いがお互いに助け合うような、そういう仕組みが、やはりこの与謝野町にはあるのかなというふうに思っております。例えば、我が家でも料理をつくってくれるのは主人ですけども、お野菜を近所の方がつくったのを、自分は一人で料理ができませんからということで、お野菜の材料を持ってこられる。それを調理したのを、今度は主人がその方にあげる。それも通貨ではないですけども、お互いに足りないものを補い合っていてい

くという、そういうことが基本ではないかなというふうに思いますし、そうした考え方でお互いがお互いに、それぞれが分野が違って消費者であったり、生産者であったり、また、それを売る人であったりしても、お互いにみんなが、この与謝野町のいいものを開発し、みんなで広げていこうという、そういう思いが大事だというふうに思いますので、そうした点では、そうしたものを基本に置いた考え方を一日も早く進めていくように努力したいと思います。

15番（赤松孝一） ありがとうございます。

議長（森本敏軌） これで、赤松孝一議員の一般質問を終わります。

次に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

7番、伊藤幸男議員。

7番（伊藤幸男） 日本共産党の伊藤です。それでは、事前通告に基づき合併した、この与謝野町の、これからの新しいまちづくりを進める上で大変重要な課題となっている二つのテーマ、地域経済の活性化、再生の課題と町政推進の重要な役割を担うべき町の職員集団の位置づけなどについて、一般質問を行います。

第1点目の公務員制度「改革」と町政の運営についての質問内容を深める意味で、幾つかの点を述べておきたいと思っています。一つはこの間の政府の公務員制度については、制度の改革問題については、私自身、詳細に述べるつもりはございませんが、政府の新自由主義の構造改革路線によって、成果主義、評価主義があると考えています。問題なのは、その成果、仕事を、だれが評価するのか、どのような物差しで、基準で評価を行うのか、これらのことが大変疑問の残るところであります。仮に各自が目標を決め、その自己評価を行う場合でも、評価と判断の検証は客観性、科学性、そして、正当性や道理にかなったものなのかどうか、リスクが大き過ぎると考えています。職場の同僚や上司が評価する場合でも同じことが言えます。私は依然の議会で、職員給与条例改正の質疑の中でも述べました。この成果主義は成果主義や評価主義を導入した多くの事業所では、社員同士など、職場内の信頼関係が崩れることや、その結果、事業目標を達成することの前に、個人の成果や個人目標が中心課題になり、集団の目標達成には結びつかないと、こういう重大な問題が起きて、大企業の中でも、既に幾つかの企業が見直し変更を余儀なくされているわけであります。これでは、組織集団の経験と英知が十分発揮されず、今進めていこうとしている総合計画の全面的な実践ができないことになるのではと心配しています。

政府のもう一つのねらいは、御存じのように人件費の削減です。確かに後でも述べますが、政府の悪政によって、地域経済が極めて重大な事態に追い込まれ、地元業者も人件費を抑えねばならない。また、そうした状況の中で働く労働者も大変厳しい条件のもとで、自分たちよりも公務員は待遇が良過ぎると、こういう声も聞きます。

地域経済を支える中小零細業者への国の対策予算だけを見ても、どんどん削られて、予算の枠から0.03%程度、先進国では異常なほど最低であり、これでは中小企業の営業は守れるはずがありません。

二つ目に、全国各地のまちづくりで成功している、少なくない町では、職員集団をまちづくりの重要な担い手として位置づけている点であります。

三つ目は、これからの町の職員組合というのは、あり方として地域住民の要求や願いも、自分たちの組合の要求とともに実現させていく。こういう立場に立つことが大変重要だと考えていま

す。もちろん、このことは組合の構成員自身が決めていくことであり、部外者が決めることではありません。私自身、旧加悦町の町会議員をさせていただいたところからですが、加悦町職員組合は、約50年前の発足当時から、みずからの要求と同時に、地域住民の願いなども諸団体と協働して実現させるという基本姿勢を掲げて活動をしてこられました。この組合の基本姿勢が、あの23号台風のときにも顕著に示されたとは私は考えています。半年間以上にわたり、ほとんどの職員が、まさに不眠不休で残業代も返上し、災害、被災世帯の救援活動や廃材の片づけの活動など、従事してまいりました。この職員の取り組みは、被災住民から大変喜ばれました。この基本姿勢を持ち続けていた加悦町職員組合の活動の功績は、今の加悦地域でも、いろんな形で残されており、決して少なくない貴重な歴史的な記録として、数多く残されています。

四つ目、今、全国では若者と女性の雇用では、二人に一人が非正規雇用と言われています。そのために若者、青年の収入が少なく、結婚もできないなど、深刻な社会問題になっています。御存じかと思いますが、今、プロレタリア作家、小林多喜二の蟹工船という文学作品が青年層に売れており、大きな社会的な反響を呼んでいるとテレビ、インターネット等々で取り上げられています。まさに貧困と格差、ワーキングプアの問題が極限に達している。また、このことで社会的な文化、技術、ノウハウなどの次世代への伝承ができないなどという新たな深刻な課題が浮かび上がってきています。

与謝野町役場の職員数は町内最大規模の雇用数であり、地域経済への貢献も大変大きなものがあります。今述べたような意味でも、大事業所である町の職員雇用と待遇、そして、その組織づくりと運営は、従来以上に大変大きな課題が残されていると考えています。まさに地域内の事業所の中で新しいまちづくりに挑戦しようとしているわけですから、労使関係でも待遇の面でも民主的で開かれた模範的なものでなければならないと考えています。

五つ目に、総合計画や太田マニフェスト、そして、行政改革などについての職員集団との合意形成が極めて重要であり、欠かせない問題だと考えています。それでは、地方公務員制度改革と町政の運営についての1点目の質問に入ります。町長はかつて答弁の中で職員集団をパートナーシップと位置づけておられました。町の行政改革大綱が決まり、新町の総合計画も策定されました。その計画に向けた新しいまちづくりを進める上で、中心的な推進力のかなめになるのが、やはり町職員だと考えています。今後のまちづくり、町政推進の上で具体的に職員集団をどのように位置づけ、進めていくつもりなのでしょうか。改めて見解をお聞かせください。

二つ目の質問、おのおのの個性ある旧3町が合併して与謝野町が誕生したわけですが、その役場は、先ほど言ったように町内最大の規模になる事業所になりました。その規模にふさわしい、また、新しい時代にふさわしい信頼関係を持った民主的な労使関係が強く求められています。この地域での模範的な事業にならねばならないと考えていますが、この点でのご判断を伺っておきたいと思っています。

三つ目、人事の評価制度を導入されると聞きましたが、将来的なまちづくり、総合計画を具体化する上で、どういう位置づけと獲得目標などを持っておられるのか、伺いたいと考えています。

四つ目の質問、職員集団との信頼関係を今後どのような形で構築しようと考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、第2点目の地域経済と消費税の増税問題について、質問に移ります。先ほどからも出て

いますし、今回の一般質問でもかなりの多くの方が地域の大変厳しい経済状況について、どうするのかという質問が出ているようですが、こうした地域経済が厳しい現状のもとで、消費税の増税がどれだけ重大な影響を与えるのか、この角度から質問したいと思っています。消費税がどういものなのか、消費税は19年前に福祉のために使うと言って導入されましたが、これも結局、うそでした。5%に消費税を上げたときも、国民に社会保障に使うと言ってだましました。消費税ができてから18年、国の金庫に入ったすべての消費税総額は190兆円、この間に財界からの要請で大企業などの法人3税の税率が12%も引き下げられ、その減税総額は160兆円にもなります。言いかえすと、国の金庫に入った消費税の84%が大企業などのために使われたことになる。しかも大企業は、御存じのようにバブル期以上の大もうけを続けてきており、莫大なため込みを行っているわけであります。この間、防衛省の守屋事件などが発覚し、防衛省の異常な莫大なむだ遣いが明らかになりました。この軍事費は四、五兆円。そして、沖縄県民などに、あれほど卑劣な犯罪ばかりを起こしてきた米軍への思いやり予算も、国民があきれるほどひどい浪費を行っています。ほかの省庁でもしかりであります。

大もうけを続けてきた大企業には減税をして、その一方で莫大なむだ遣いを放置しておいて、深刻な暮らしにあえいで、そして、追いやられている国民にどうして負担を押しつけるのか、国民が納得できないのは当然であります。介護保険料の負担はますます増大し、介護サービスはどんどん低下する。まさに保険負担あって介護なし。また、4月から導入された後期高齢者医療制度の保険料も負担となり、うばすて山と呼ばれるほどひどい制度であることが、ますます明らかになっています。

先日も80代のお年寄りから電話があり、私は今まで共産党を支持してこなかったと断りながら、涙ながらに死ねということではないんですかと、こういう悲痛な訴えをされました。また、町内での街頭宣伝の中でも3人の高齢者の方々が、こんな制度は許せない。むちゃくちゃだ。われらは戦争のときもお国のために尽くしてきた。なのに、どうしてこれほど年寄りを痛めつけるようなことをするのか、絶対、廃止してほしい、こう語っておられました。住民の中で大きな不安と不信、怒りが広がっています。こうした状況の中で今、国の財政危機を理由に政府も自民党も公明党も、そして、野党の民主党までが社会保障の財源として、金がないのでという理由で、消費税の増税で補おうという見解が大勢を占めています。大都市と農漁村部との地域間格差が広がり、加えて京都府下でも与謝野町の住民所得は、最も低い状況にあり、住民の購買力も大幅に低下しています。その結果、当地方の経済状況も、かつてない深刻な事態に追い込まれています。この数年間を見ても明らかなように、自民党、公明党の政権による地方自治体への交付税削減と補助金カットなどで町の財政が重大な危機に陥り、自治体自身が法律に保障された最低限の施策さえ維持できないほどの事態に追い込まれている点であります。こうした中で、消費税の増税が行われるなら、地域社会全体に危機的状況をつくり出すことになるのではと、私は心配しています。

以上、申し上げた状況ですが、消費税の増税を町長はどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

以上で、第1回目の質問といたします。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 伊藤議員からのご質問にお答えいたします。

ご質問の1番目、地方公務員制度改革と町政の運営についての1点目、町の行革が決まり、総合計画が策定された中、新しいまちづくりを進める上で中心的な推進力になるのは、町職員であり、職員と、職員集団をどのように位置づけているのかということでございますが、行革大綱にあります健全な町財政の実現や総合計画の具体化のためには、職員との密接なパートナーシップ、つまり協力関係は欠かすことができないものというふうに現在も考えておりますし、事実、昨年11月に全職員を対象として行革大綱や総合計画の説明会を、3会場に分けて開催させていただきましたのも、議員ご指摘のとおり、これら今後の町政の方向性を定めた重要な計画の推進力として、また、その過程で中心的な役割を担うべき職員に、いち早く内容を説明することで、その理解と協力をお願いするためのものでございました。

2点目の、この合併により町内最大の職員規模を有する事業所となり、この地域での模範的な労使関係が求められているとのご質問についてでございますが、今年度当初の全職員数が295名と、町内最大規模の事業所でございますし、与謝野町職員組合は管理職を除く組合員250名を有する唯一の職員団体でございますので、何よりも職員の意向を代弁する組織として、その存在はとても重要と考えておりますし、ご指摘のとおりお互いの充実した信頼関係を、絶えず保たなければならないものというふうに考えております。

3点目の導入を予定しております人事評価制度が将来的なまちづくりや総合計画の中で、どのような位置づけで、どのような取得目的を持っているかについてでございますが、当町で導入を予定しております人事評価制度は、あくまでも町の人材育成基本方針に基づき、いわば人材育成に主眼を置いた制度として考えております。この基本方針では、人材育成の基本は自学、つまり職員みずからが、それぞれの職務に必要な意識、認識を持って専門知識などの習得を目指すために、いわば職員への気づきや動機づけのために人を育てる人事管理として人事評価制度を活用しようというふうに考えております。

最後に4点目、今後、町職員と職員集団との信頼関係を、どのような形で構築しようとしているのかとのご質問でございますが、以上、述べましたとおり、分権時代の最も重要な町の財産の一つは職員であり、町の総合計画の最終目標は個性あるまちづくりと、住民福祉の向上でございますが、職員は住民と協働するための重要な人的資源であり、住民との協働に必要な有能な職員集団をつくり上げることが与謝野町の使命であり、急務であるというふうに考えております。そのためには、職員との信頼関係はパートナーシップに基づく強いつながりをいつも保ちながら、いろいろな課題を共有する関係にあるというふうに認識しておりますので、今後とも職員、所員集団であります職員組合とは、相互に意思疎通を図りながら、信頼関係の構築に努めてまいりますというふうに考えております。

次に、2番目の消費税増税問題と地域経済についてのご質問にお答えいたします。今、国も地方も財政危機に直面しており、財源の確保に必死になっております。今後、ますます増大する社会保障の財源として、消費税の増税を検討しているのが国の考え方の流れであろうというふうには思っております。都市部と比較して、税収の少ない地方では、少子高齢化の加速により福祉医療費等の増大、介護保険等に係ります経費の増大など、今後の財政需要は社会保障が大きなウエ

ートを占めることは確実であるというふうに思います。議員、ご指摘のとおり経済は循環が基本であります。仮に消費税を増税いたしますと、当然のこととして、国民の購買意欲は低下してまいります。そうなれば経済が循環しなくなることも十分に想像されますので、本来は国民の総所得を上げていく施策を講じていく必要があるのだというふうに思います。

しかし、そうはいうものの世界的に混迷をきわめる経済情勢の中で、これといった経済政策が打てないのも現実であります。そのような中では消費税の増税も選択肢の一つとであるものというふうに考えますが、国が一方的に国民に押しつけるのではなく、国民を巻き込んだ十分な議論が必要だというふうに考えます。そして、議論と並行して国のむだ、地方のむだを徹底してなくすことが必要でございます。

道路特定財源の一部が国土交通省の福利厚生の名のもとにマッサージチェアなどの購入に使用されたり、多くの批判を浴びております官僚の天下り制度などは、到底国民の理解を得られるものではないというふうに考えております。これらの改革を実行して、なお財源不足が生じるから消費税増税をとということにならなければ、国民の理解は得られないのではないのでしょうか。財源の確保は必要というふうに考えますが、国民不在の議論だけは避けていただきたいというふうに考えております。

以上で、伊藤議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 一つは職員の、町職員の今、対応をどう認識するかと、どういうふうに町長がとらえているかという点についての答弁をいただいたわけですが、私、大事な、質問でちょっと言いましたけれども、私自身の質問も鮮明でなかったと思うんですが、私、大事なのはまちづくりで、職員の力がどれほど大きなものなのかということと、私はもっともっと、そこに光を当てなければいけないということだと思っんですね。私は飛躍した言い方ですが、町長がずっと従前からおっしゃっている町民の皆さんの声を聞くという、その考え方は基本的に、私は、その町政の運営でいえば、そのことずばりだと思っんですよ。だから、その角度をやはりもっと豊かなものにしていただきたいという点があります。これが1点目です。

それから、もう一つは一番、私が気になっている評価主義の問題であります。町長は答弁の中で、この制度自身を人材育成の自覚というか、道義づけにしたい、のような発言がありました。私、ここでも述べましたが、それから、前にも・・・でも言いましたようにね、条例の中で言いましたけれども、評価主義、成果主義というのは必ず、必ずです、個人、自分を他人に悪いとこを見せたくなくなるんですよ。そうでしょう。そういうことを究極的に探求すると、評価主義を探求すると、そうになってしまいますよ。非常に雑な言い方ですが、今の学校現場の子供たちと同じ状況に追い込まれる。私は、そういうのか、今、子供たちが置かれていますよね。心がお母さんにも開けない。学校でも開けない。こういう子供があるということは、もういまや評論家の中でも共通した認識になっていますよ。そういうことでなくて、率直に自分のリスクも含めて話し合っって、新しい力を発揮していく力に転嫁させないと、そんな集団ではいい町はつくれませんよ。さっき言ったようにね、子供を例にとったように、言うたら職員の皆さんが、住民の皆さんのところに行っっても、格好をつけざるを得ない。上司や職場の中にも、そんなことだったら、どうなります。いい町つくれませんよ。この点を、私はあえて、その点の見解を求めておきたいと

いうふうに思っています。

それから、あと細かいいろんな点はあるわけですが、次の点で感じた点は、やはり職員組合が生まれて1年ちょっとですよ。町も理事者の皆さんも2年を過ぎたところということで、非常に雑な言い方で申しわけないですが、両方等が、やっぱり両方が生まれて間もない、こういうまだ成熟過程に入っていないということですから、ここはしっかりとお互いのやっぱりいい町をつくるんだということを大前提にしながら、大いにそこでの信頼関係の構築等、関係を、町長がおっしゃるパートナーシップを一層密にしていく、ここが非常に大事ではないかというふうに思っています。第1点目の質問で言えば、そういう点であります。

それから、もう一つはですね、すみません。第1点目で、もう1点だけ繰り返しになりますが、申し上げておきますと、今まちづくりとか、いろんな話が今ね、まちづくりといたら一番光の当たっていることですから、ほかの議員の皆さんも言っていますが、私ね、まちづくりでほとんどの成功して、長続きしている町はね、やはり職員集団と理事者が非常に緊密な関係を持たれているということだと思いますよ。信頼関係があるということですね。だから、その意味で冒頭に言いましたが、そこをしっかりと重視していただきたいというふうに思っています。

それから、最後の消費税の問題で、町長の答弁で私は基本的に言いにくい立場でしょうし、ストレートにもあれですが、問題点もそれなりに整理された答弁であったんではないかと思っているんですが、問題なのは、国民的な合意なくて、消費税の導入が強行されてきたんですね、今まで。税率アップもそうなんです。国民的な論議というか、国会でもそうですよ、時間がないから強行ですよ。だから、私は国民的な論議というか、納得をしてもらえんというのは、もっと時間をかけて、例えば、例で言えば、今マスコミでもちょっと言い出しましたが、テレビの中で消費税を上げますと、それで総選挙しますと、このぐらいのことを言ってほしいですよ。そんなことは言わないんですよ。ぐずぐずぐずぐず言って、今までやってきたんですから、だから、そこが私は国民的な論議を、言うなら逃げて越えようと、越そうということがあるんじゃないかと思っています。

もう一つは、私の質問の中で足りないなと思って、今、発言しながら聞いていたんですが、財源論の問題ですよ。町長もいみじくもむだ遣いもある。そういうことを一部ではご指摘になったわけですが、私はね、大きく言って基本的には私の質問の中で言いましたが、財源はむだ遣いをなくして、防衛費も含めてですよ、それから、今言っている大もうけをしている大企業の皆さんから、応分の相当の税を払っていただければちゃんと財源は合うんです、ないないじゃないんです。だから、そこが一番大きな問題で、消費税に、この間、後期高齢者医療にしてもね、それから、介護保険にしても、医療制度の問題にしてもね、今は大問題になって、この1年ほどもめにもめましたよ、年金でもね。財源がないというのが、彼らに前提なんです。財源はあるんです。使い方が狂っているからです。ですから、この点でもし町長の考え方が伺えればお伺いして、終わりたいと思います。

これほどむちゃくちゃなことをしとんだで、当然だ、そのことは。あんたらも文句言えればいい。
議長（森本敏軌） 太田町長。

議
町

長（太田貴美） いろいろご指摘がございましたので、何から答えていいかちょっとあれですけども、職員との信頼関係を構築するということについては、やはり3町の町が今まで、それぞれ

違った同じ釜の飯を食べてきたわけですから、それが一つになって一緒の釜の飯を食べるということになりますと、やはりある程度の時間がかかってくるかというふうに思いますが、おかげさまで、これは私の目から見ても余り職員の大きな違いというか、そういうものは、初めは感じましたけれども、1年たった後ぐらいからは、やはりおかげさんで心が一つになっているなというふうに感じました。しかし、なかなか私自身も各庁舎にも出向くことができない。また、直接、職員の声をなかなか聞くこともできないということもありまして、一つの方法としては、先ほど上げました町政懇談会、これは住民の方の本当の意見を交換するんですけれども、やはりそういう現場、直接に住民の方が町に対してものを思っている、どういうことを思っているかということを知ること、これ職員にとって大事なことだと思いますし、同じ問題を共有していく、まず第一前提として、そうした町政懇談会に事務局として出席する。あるいは地域の住民として出席する。そうしたこと、強制したわけではないですけれども、やはりそういう思いで取り組んでおりますことをみんなも察知して、それぞれの会場に職員も出向いて話を聞かせてもらっているということが、まずありますし、それから、私の方から出かけて、前も言いましたかもわかりませんが、せんだってから、5月から朝礼を一月に1回、各三つの庁舎を回って、直接、話をさせていただいています。中身については、そんなに大したことではないんですけれども、やはりその時々思います中身について、話をさせていただいています。

それから、もう一つ何か理事者と言いましても、私だけじゃなしに、課長と職員、また、他の課の人の考え方というのが、もう全然わからない。また、どういう仕事をしているかもわからないということもありまして、町の中で課長のかわら版という格好で、回覧板を使いまして月曜日、それぞれの課長が順番に輪番制でいろんな思いを載せております。つれづれ日記の課長版みたいなものですが、これは職員の、庁舎内だけの問題ですから、実はその中で私は、これは一ついい効果が出てきたなと思いますのは、課長がコメントを書きます。それに対していろんな職員が、短いですが、ご苦労さんです。あるいは、そんなに水道の栓をとめるとこまでの、そういう対応をしておられたのを初めて知りました。職員でありながら、やはり出先の職員の人たちは、そういうことを知らない。そういったことが驚きだとか、そういうものがお互いに載せて、みんなが見られる、そういう場所ができましたので、そういう意味では、小さい小さいという言葉ですが、町に対してだとか、職員が思っているような、そういうことが感じ取れる、そういう心のひだに触れるといえますか、そうしたことが感じられるような、そういう効果が出てきて、大変いいなというふうに思っております。

そうした小さなことの積み重ねですけれども、やはり職員との、そうした信頼関係をつくるために、また、町民の方との信頼関係をつくるために、少しずつですが、今、まだこれが完璧というわけにはいきませんが、そういう努力をしながら、お互いに町をつくっていく非常に大事なパートナーであるということを、職員自身にも自覚してほしいなというふうに考えて、日々の行政といえますか、仕事しております。

それから、先ほどの消費税の問題ですが、先ほど言いましたように、やはり財源不足が生じるからという、その前段の財源不足が、どうして生じてきたのかということも、やはりもう少し突っ込んだ中でお互いに国民の皆さんの中でも論議をする必要がありますし、そうしたものを、お金がないから消費税という、非常に短絡的な形ではなく、もう少し、国民不在の議論になって

いるような、今、気がいたします。ですから、それともう一つは、後期高齢者の問題もですが、我々の小さな町は、国で決まったことを執行していかなければなりません。それに対して体制を整えていく。ですから、職員を京都府の方に出したり、あるいは、受け皿となるシステムをお金をかけて変えていったりというような準備をしているにもかかわらず、途中で、またそれが変わってくるということになりますと、本当にそれこそ、またむだが、大きなむだが出てくるわけですので、やはりそこへ至るまでに、もう少しきちとした議論をしておけば、今こうして見直すだとか、そういうことが必要ではないか、もうそれこそまた、むだなことが起こってくる。それに引きつられて、今度は総選挙だなんていうことで、選挙ということになると、また、これ税金を使われるわけですから、何かその辺が非常に小さな町を預かる者としては、国の方向性がきちとしないところに、非常に不安感を覚えております。

そういったところが、非常に一つの思いではありますけれども、しかし、それらのことにつきましても、実際に本当に財源の確保ということは、なければ困るわけでございますので、ある程度の論議をした中で、だれもが納得というようなことができるところに、ぜひ皆さんとともに論議をして進めていきたいというふうに思っております。

お答えが不十分かと思えますけれども、気持ちの一端を述べさせていただきました。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、答弁をいただきまして、改めて重大な今、問題が、課題が山積しているんだなということがわかったわけですが、一つは伊藤は国のことばかり言うがという意見もあって、今、場内から笑われていましたが、私ね、今、町長の答弁の中にありましたよね。職員の体制を今、いらわなきゃならないほど後期高齢者の問題にも見直して、どたばたしているわけでしょう。だから、一方で金がないからというので、どうせい、こうせいという質問が、これからも出るでしょう。不況対策だ、地域は大変だという、大変につくった大もとは国が交付税をちゃんとしないからですよ。むだ遣いばかりやっているからでしょう。むしろ比重でいうたら、それが圧倒的に占めていますよ。そのことを抜きにね、どんなばんそうこう張ったって限界ありますよ。もちろん僕はね、そのことは非常に大事だと、町独自の努力は、これは我々の仕事だし、だけど大もとを保障する財源も保障せず、口だけは出すというような政治のあり方自身が問題だということを行っているんです。ここが共通認識していただきたいというようにさえ、私は思っています。

それから、もう一つはですね、私こうして言っているんですが、町民の皆さんの目はね、今の町政にだって、職員に対して厳しいものがありますよ、だから、それだって対極はね、大きく言えば国の悪政のもとでいるんなことが起きていると。そういうこともよく吟味しながら対応しなきゃいけないと思うんですが、しかし、窓口は町ですからね。町民の皆さんの窓口は全部こなんですよ。だから大事だと。だから今言ったテーマもしっかりとらえる必要があるということをお願いいたします。

それから、もう一つ最後に申し上げておきますが、今は貧困と格差の問題が大きな問題になっていますね。私ね、消費税の増税が、今でもそうなんですけれども、消費税の税率が増税としてアップしたときに、明らかに税制上の格差が、もう顕著に出てくると思いますよ。明らかなのは低所得者ほど税負担が大きくなるんですから、これはだれが考えたって明らかです。そのことを申し上げて、私は一般質問を終わりたいと思っています。

ありがとうございました。

議長（森本敏軌） これで、伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時30分より再開いたします。

（休憩 午後0時04分）

（再開 午後1時30分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に、6番、家城功議員の一般質問を許します。

6番、家城議員。

6番（家城 功） 議長のお許しをいただきましたので、事前通告に基づき、私の一般質問をさせていただきます。

今回、私は地域力再生をキーワード、テーマに町長にお考えをお聞きしたいと考えております。私は3月の議会において、与謝野町も合併し、2年が経過し、内部的には昨年末には総合計画もでき上がり、ある程度の方向性が見え、順調に業務も遂行されていると感じております。しかしながら、地域の人、町民サイドでは、まだまだ不満や戸惑いも多く、いろいろな方から苦情や悩みをお聞きすることもありますと発言させていただきました。しかしながら、6月議会を迎え、町民の方の不満や悩みは減ることもない状況を思いますと、改めて私たち議員や行政に課せられた使命に対して、どう考え、どう取り組むかが求められており、町民の方が合併して町はよくなったと実感していただけるように、再度、気を引き締め直さなければならないと強く感じております。

今回の私の質問につきましては、過去の議会での一般質問や先ほど赤松議員、伊藤議員の一般質問と重複するところもございますが、私自身の考えをお話しさせていただき、ご答弁をお願いいたしたく、あらかじめご了解、ご理解をいただきますよう、お願いいたします。

さて、当町の現況につきましては、皆さんご承知のとおり、町財政はもちろん、基幹産業の織物業を初め、各分野において依然不況が合い言葉のようになり、また、最近では多くの飲食業や建設業までもが事業縮小や自主廃業、また、破産、倒産といった厳しい現実を耳にすることが多くなりました。私は、この厳しい現況の中、町長が常に言われております自助、共助、商助、公助の言葉のとおり各立場において考え、計画し、取り組むことは当然であり、大切であるとは考えますが、ただ、それだけでは克服したり、解決したりすることのできない現実も多いのではないのでしょうか。いま一度、互いの協力という意識を持ち、互いの立場を見詰め直し、行政と民間企業とのかかわり方を見直さなければ地域の活性化どころか、崩壊にもつながる危険性があると考えております。

町内の企業や商店、お店や個人事業所は旧町時代から地域経済を支え、我が町のために多大な貢献や協力をしていただきました。これらの方々を1件でも多く守るために、今までのやり方が当たり前だとせず、いま一度見直し、改善をすることも行政の役割ではないかと考えております。

例えば、町内の店が軒並み閉店すれば、町外に大切な町のお金は流れていきます。町内に来られた方が食事をしようとしても、飲食店がなければ外部からのお金は入ってきません。町の建設業が経営危機になれば、災害時や除雪、防災に対して協力体制は非常に弱まり、町全体が不安を抱えた生活をしなければなりません。町財政の厳しい中、事業の執行や備品購入など、経費をい

かに安くし、財政基盤の立て直しを図ることは確かに大切ではありますが、町内業者で購入できる備品は町内から、町内業者でやれる事業は町内業者でという考えを前提に置いた上でないと、町長がいつも言われております自助、共助、商助、公助が成り立たないのではないのでしょうか。

そこで一つ目の質問ですが、このような町内の現実を直視し、景気回復に向けての改善策や今後の対応策、また、行政としての地域とのかかわり方について、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

二つ目、先ほど自民党におきましては、連立与党である公明党との間で、道路特定財源の見直しを図り、一般財源化や道路整備の着実な推進等の内容のもとに道路関連法案等の取り扱いについてが合意され、衆議院において道路整備財源特例法が再議決されました。この法案の成立により道路関連公益法人や、道路整備関係の特別会計関連の支出のむだを徹底的に排除することは当然のこと、地方財源を守る、また、必要な道路は整備するなど、地域の期待にこたえる法案となっております。そういった中で、当然、道路事業を初めとした各種補助事業は、国に対して引き続き強く要望されることは町民の一人としても強く望みますが、事業の遂行に当たり、現在、当町では指名入札制度を取り入れ、公明で公正な事業の執行をされております。この制度についての賛否は、それぞれの立場において、多々あるとは思いますが、指名業者のランクについて現在は経審の点数が基準であります。私は地域の貢献度を重視した見直しが必要でないかと考えております。また、今の制度では、同一事業で入札に参加した事業者同士の下請ができないようになっております。このことがすぐに談合につながることは、私は思っておりませんので、この辺の考え方の改善について、地域の業者を守る面においても必要と考えております。

そこで、二つ目の質問ですが、指名業者のランクには地域貢献度という項目を取り入れ、見直すべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。また、下請制度についても改善をすべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

最後に三つ目の質問ですが、私はこの2年間、地域の安全について議会でも何度か質問や発言をしてまいりました。日曜日には東京の秋葉原のど真ん中で7人もの命が、また、先日、起きた舞鶴の高校生が殺害されるという、まことに残酷な事件が続き、とうとい命が犠牲になったことは残念で、強い憤りを禁じ得ません。亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、舞鶴の事件では一日も早い犯人の逮捕、解決を望みます。

当町においても、不審者や変質者の出現情報は多く耳にし、決して安心できる状態であるとは言えないのが現状ではないでしょうか。特に自転車道については、観光が目的の道路ではありませんが、実質的には中高生の通学路でもあり、地域の方の健康保持、増進の場としても多くの町民の方にご利用いただいております。議会でも何度と、この自転車道の環境整備についてお願いしてきましたが、いまだ何の取り組みもなく、子供を持つ親としても地域住民としても心配でしょうがありません。

先日、丹後広域振興局に行き、本田局長とお会いする機会があり、現状をお話したところ、京都府が設置したものであっても、保守や維持管理は、京都府がすることが当然であるが、環境に関しては、それぞれの自治体が責任を持って整備してほしい。その中で府としてできることは協力するとのことでした。

私は町でできる取り組みは何かないかと、再度尋ねてみました。すると京都府の地域力再生ブ

プロジェクト支援事業交付金という制度を行政が利用されてはという答えをいただきました。いろいろと資料を取り寄せ、研究したところ、この制度は人と人がつながった温かい地域社会を築いていくには、地域力というものの再生が不可欠である。地域や住民が自主的に公共性のある行動に対して応援するというもので、地域力とは互いの信頼のもとに地域社会が直面している課題の解決に取り組む力ということ。対象になる事業は環境保全や子育て支援、共助型福祉、防犯、防災活動、地域美化など、また、農村交流や商業活性化、スポーツ振興なども幅広く対象になり、ボランティアや地域住民組織、商工会等の公共団体はもちろん、町行政も対象として利用できる制度であります。5項目の要件を満たすものとして規制はありますが、地域が熱意を持って取り組みれば、あまりハードルの高くない制度で、補助金ではなく支援金なので、交付率は京都府と市町村振興会から、それぞれ3分の1ずつ交付され、600万円の事業が3分の1負担で執行できます。

そこで、三つ目の質問ですが、自転車道の環境保全や防犯のために、この地域力再生プロジェクト制度を活用し、少しでも町民が安心できる環境づくりに取り組むべきではないかと考えますが、いかがお考えか、町長のお考えをお聞かせください。

以上、地域力再生をキーワード、テーマに3点、町長にお聞きし、1回目の質問を終わります。
議 長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 家城議員、ご質問の地域力再生について、お答えいたします。

まず、1点目の景気回復に向けての改善策や対応策、また、行政としての地域とのかかわりとのことですが、町内企業を取り巻く状況は織物業を初め建設業、建築業等々も非常に厳しい状況が続いております。廃業や縮小のお話もお聞きしており、また、金融面につきましても、借りかえの相談も多いとお聞きしております。このような厳しい状況であります、みずからの努力により経営の安定を図られ、さらには経営の活性化に向けて日夜、頑張っている皆さんもたくさんおられることも伺っております。町といたしましても、この危機を乗り越えていただくべく町工業の振興を図っていくための施策として設けております創業と支援、新商品、新製品開発、商業活性化支援等々のメニューを今年度から拡充いたしました。

しかしながら、業界の皆さんの必死の努力にもかかわらず、今の厳しい状況は、まだまだ続くものと思われ、行政の支援には限界がありますが、商工会や各業界団体等と相談しながら、さらにできる支援を検討するとともに、国、府への支援要望はもちろんのことですが、業界の皆さんから行政への提案も産業振興計画策定の段階で、十分お聞きしたいというふうに考えております。

さらに地域に資金循環が図れる取り組みにつきましても、引き続き検討を重ねてまいりますので、家城議員におかれましても、業界の皆さんとのパイプ役として一役を担っていただきたいというふうをお願いいたします。

2点目の指名業者のランクには地域貢献度という項目を入れ、見直すべきではないかと考える。また、下請の制度についても改善すべきではないかのご質問でございますが、現在の与謝野町における指名業者は、客観点と主観点と呼ばれる二つの点数を組み合わせで算出した総合点と与謝野町建設工事指名業者等級区分基準により、格付を行っております。

ここでいう客観点とは、いわゆる経審の点数を示し、主観点とはISO取得による加算点、町

内業者に対する加算点、町行政貢献等による加算点を示しております。これらを積み上げた総合点が幾らになるかということが格付を行う上で重要な部分であるというふうに言えます。実際のランクには、以上の総合点だけではなく、有資格者数の人数、特定建設業の許可の有無、対象となる業種における完成工事高等も関係しますので、総合点が高いだけでは格付も高くなるというものではありません。その上、家城議員からのご質問にもございます地域貢献度につきましては、さきに申し上げました町内業者に対する加算点と町行政貢献等による加算点が、これに当たります。町内業者に対する加算点といたしましては、町内に本店を有している場合には10点を加算し、町行政貢献等による加算点といたしましては、冬期の除雪協力をしていただいている業者に対して除雪機械を有している場合は10点、オペレーターのみの場合では5点を加算いたしております。ただし、これは除雪機械を何台保有していても、あるいはオペレーターを何人配置していても、一律に10点、あるいは5点しか加算しない内容となっております。

そこで、議員のご指摘にもありますように、与謝野町では平成20年度の除雪協力からは加算内容を変更する予定にしております。具体的な内容につきましては、除雪担当課である建設課と指名業者の格付を行う指名委員会で協議をしてから決定することとし、また、今後は、この除雪協力以外にも地域貢献となるような項目について研究を進めることとしております。

なお、現在の与謝野町における指名競争入札は、毎年の格付により決定した町内業者に対して、予定価格に応じてランク別に発注をしております。一部では町外業者を指名することもございますが、その理由といたしましては、町内の指名業者では対応できない特殊な業種である場合や、あるいは、発注規模が大きな工事等において、より競争性を持たせるためといったことが上げられます。したがって、現在の与謝野町ではただいま申し上げました理由の工事等を除けば、すべて町内業者で入札を執行していることとなります。

次に、下請の制度についてでございますが、与謝野町では原則として同一指名業者間への下請行為を契約書で禁止しております。これは競争入札前において落札した場合には、お互いに下請発注するというような約束がなされているのではないかと、あらぬ疑惑を持たれないよう慎重な対応を講じているからでございます。このように同一指名業者間では禁止していても、地域業者への下請行為を禁止しているわけではありませんので、例えば、町内業者である土木一式A級の指名業者が落札した場合、このA級以外の業者なら下請することができます。これは利害関係がない別のランクの業者において、あらぬ疑惑を外部に持たれることはあり得ず、また、見方を変えれば下請をすることによって町内業者のレベルアップにもつながっていくとも言えるからでございます。

ただし、他の多くの制度と同様に現在の制度も完全なものとは思っておりませんので、今後の調査研究や地域事情の変化によって、再検討することもあり得るものというふうに考えております。

最後に、3点目、自転車道の環境整備についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、当自転車道は朝夕の散歩や学生の通学路として、多くの方に利用いただいております。また、一部の地区では、沿道に花の植栽をされ、利用される皆さんの心を和らげるボランティア活動も行われており、さまざまな利活用がなされております。自転車道は、一般道と違い、自動車の通行がないことから、ほとんどの場所において夜間は照明がなく、真っ暗になっているのが現状でござ

ざいまして、防犯対策の観点からは防犯灯の設置が必要であるというふうに認識をいたしております。防犯灯の設置は基本的には町で行わなければならない、予算の制約もあり、町道沿いの防犯灯の要望も多くある中で、何かよい手段がないものかと思っていたやさき、京都府の平成20年度事業の中で、新規事業としてLED歩道照明事業が創設されたという記者発表がございました。LED、要するに発光ダイオードのことでして、そうした半導体の中で電子の持つエネルギーを直接、光エネルギーに変換することで発光するものでございますが、そうしたものを使った照明事業が創設されるとの新聞発表もございましたので、今後、自転車道にも導入されるというふうにもお聞きしておりますので、設置に際しては沿線の農地や家屋に影響を与えない配慮が必要であります。関係の皆さんと調整をしながら、早期に設置していただけるよう努力をしまいたいというふうに考えており、過日も副町長が土木事務所に要望に伺ったところでございます。

以上、家城議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（森本敏軌） 家城議員。

6 番（家城 功） ご答弁ありがとうございます。

まず、最初に地域の景気動向等々の話でございますが、私が一番心配しておりますのは、今、赤松議員もおっしゃられましたが、ゆっくり構えておるような状況ではない現状が、もう目のあたりにしているという中で、自営業者の方は、また考えます。また、今後、検討していきますというような範囲ではないということが一番心配しております。例えば、備品購入にしましても、先日、総務課長ともお話をさせていただきましたが、ある商品を買うのに選ぶ方は、こちら側なので、こちらの商品を指定した中で入札をしていただく。また、見積もりを出していただくというようなことをお聞きしたんですが、地域業者の中には、その商品が入れれない、同じようなものは入れれるんだけど、その商品自体は入れれないというような業者も、中にはあります。そういう中で、今までは、それで通用してきた部分もあるかとは思いますが、今、町の状態はそういう商売人さん、そんな現状ではないということも理解していただきながら、同じ商品を買うのではなく、同じような商品の中で、一つの土俵に上げて、そこで競争の原理、また頑張ってください値段、サービス等を争っていただくというような形を考えていただくことが地域の商業の活性化にもつながると思いますし、地域の業者を守っていくという観点からも大事な部分ではないかと思いますが、その辺のお考えを一つお聞かせいただきたいのと。

建設業につきましては、一番懸念しておりますのは、やっぱり災害時、最近では台風23号のときに、目の当たりにしました災害のときに、やっぱり地元の業者が率先して地域の再生のために一生懸命取り組んでいただいた現実もあります。そういった中で、やっぱり支えていただく地域の業者の方が経済的に苦しい、また、事業を縮小したり、重機を売却されたりという中で、果たして町民の安心・安全が守っていただけるのかなというところが一番、心配であります。そういった中で、先ほどのランク付ですが、地域の貢献というのは、ただ単に、例えば事業だけの取り組みだけではなく、例えば、地域の、三河内ですと、・・・、特定の学区に何人入っておられるとか、そういう部分も地域のための貢献度ではないかと思えます。また、大江山登山マラソンだったら実行委員会に入っておられるとか、そういう部分も極端に言えば、配慮していただければ地域の貢献度というものが、かなり変わってくるのではないかと感じております。

また、下請につきましては、先ほど町長の説明で、同じランクの中で、話ができたと上という

部分があるかとは思いますが、それぞれ皆さん、最低金額というものが公表される中で、それに近い金額でいかに、会社ですので、損をしないように経理を考えながら入札されるわけですが、例えば、最低入札で抽せんになった場合、お互いに仕事を取るために入札をされておるわけですが、その入札を例えば、最低金額の場合のみ下請ができるとか、その辺の見直し、配慮というものが、今後なってくるのではないかと思います、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

また、自転車道につきましては、例えばということで、私は今回、地域力再生プロジェクトの支援金を上げさせていただきましたが、いろんな事業でいろんな補助、また、いろんな制度があると思います。そういう中で、何が求められるかということ、地域の安心や安全が第一に求められる部分でありまして、少しでも、一日でも早い取り組みを期待したいと思います。そのLED歩道事業というものに大いに期待をしておりますので、地域の安心・安全のためによりしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） ちょっと整理ができておりません。抜かしたら、また、改めてお聞きいただきたいというふうに思いますけれども、一番初めの、その地域貢献度という点では、先ほど言いましたように、ただ単に経審の点数だけではなしに、いろいろとISOを取得しているだとか、町内業者に対する、そういう加算点、また、地域の貢献度という中にいろいろと今おっしゃられたような、いろんな町の事業、組織に貢献しているというようなこともあろうかと思っておりますけれども、先ほども申し上げましたように、この中身につきましては、なかなか制度も完全なものというふうには思っておりませんし、条件付きの一般競争入札も始めたばかりのところでございますので、やはり今後についても、よりよい制度になるように進めていきたいなというふうに思っております。

国の指導が、即この地域に当てはまるかといいますと、そうもならない、逆行する場合がありますし、非常にどういう形を整えていくかというのは、やはりその地域地域の、特に地元の業者を使っていこうというふうなことを頭に置きますと、やはり公平な目で見るとということの中に、あまり情的なものが入ってしまいますと、これまた、難儀なことになりますので、やはりだれが見ても、そうだなと納得できるような、そういう制度にできるだけ研究してやっていくように指示しておりますので、その都度その都度、いろいろと市民委員会の方でも考えてもらっていますので、よりよい制度として今後も検討していきたいというふうに思っております。

それから、自転車道の件につきましては、こういう制度が、事業が、この平成20年度に新規事業としてあるということが記者発表がございましたので、もう少しできるだけ、そうしたことがどういう中身であるのか、また、それに対して与謝野町もすぐ手を挙げたいというふうに思いますので、これらについても積極的に要望をしていきたいというふうに考えております。

それから、下請につきましては、先ほども申し上げましたように、同一ランク内での下請ということは、これはもうペケです。それはなぜかと言いますと、先ほど言いましたように落札する前に話があって、おまえとこ取ったら、それをうち半分、回せよというようなことがなると、これ困りますので、同じ入札へ入る、その業者のランク内の下請はペケということで、そうでない

ほかの級のランクであれば、下請をさせるということについては、先ほども言いましたように、町内の業者を育てるという意味でも有効だというふうに思います。しかし、それが子、孫、下請までずっとなると、これまたややこしいことになりますので、それらについても一定の歯どめが必要かというふうに思いますが、全く下請を禁止しているということではないという点はご理解いただきたいというふうに思います。

備品の、それから入札等でございますけれども、これも非常に難しいところがありまして、例えば町内の業者で、いろんなことの、備品の入札をお願いします。方や町が欲しいと思っている機種があり、方やそういう、ない場合には、やはりおっしゃるようにならない方の機種のデモを受けて、両方のデモを受けて、どっちがより購入しようという町の希望に近いものであるのか、その辺の検討を一手間かける必要があるかなというふうに思いますし、それが1点と。それから、おっしゃったように町が欲しいものを欲しいと言っているんだから、それがなかったらもう仕方ないじゃないかという、そういうんじゃないし、今言いましたような一手間が必要かなと思うのと、それから、当然、どこかの問屋さんから小売りさんが、この与謝野町へ仕入れてきてのあれをするわけですが、数量的に整わなかったり、あるいは金額的にどうしても一つ間が入りますので、高くなってしまいうような商品や備品もあるわけですので、その辺はやはり町としても、ある程度、財政のことも考えなければなりませんので、やはりきちとした理由のつく中で、できるだけ公平な形をしていく、そうしたきめの細かい対応が必要になってくるんじゃないかなと思います。町が発注しますいろんな製品、備品についても、ある程度、こういう方向でいくという町内の統一した、そうしたものも一応は持っておりますので、そうしたことに照らして、それぞれがちぐはぐな対応することのないように、今後も気をつけてやってまいりたいというふうに思っております。

議 長（森本敏軌） 家城議員。

6 番（家城 功） 商品の備品、備品の購入ですね、につきまして、最近、スポーツ業界でも話題になっておりますスピード社の水着、あれでも1回はミズノだとかデサントだとか、それなりの契約業者に対して、同じ舞台に1回上げた中で、それぞれの企業の結論を出させている。それが競争の原理ではないかなというふうに考えております。そういう中で、この会社の、これが欲しいんだという指名ではなくて、こういう商品がほしいんだという中で、1回協議された中で、それで入れられる業者に見積もりなり、入札をしていただくという考え方をさせていただくことが、今、本当に地元の業者の方は非常に厳しい状況の中で求められている部分ではないかなと考えております。それから、同一ランクの、町長おっしゃるとおり同一ランクの下請はペケということは、回答はわかっているんですが、その中で、なお、例えば、最低価格の同一入札、ましてや、その抽せんで漏れられたところに関しては下請ができるとか、特例をつくっていかないと、今後、地元の企業は守っていけないのではないかなという懸念もあるんですが、その辺についてのお考えはということで、3回目の質問を終わります。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） くじを引きますけれど、そのくじを引く、一番最低価格で同列になったところが、二つとも限らないし、三つも四つもある場合だってあるわけですから、ですから、その同じランクの中での下請というのは、やはりこれはもうできるだけ一般の方から見て、あらぬ、それこ

そ不公平さに欠けるんで、やっぱりそれは、どんな形にしる、そういう格好になったわけですから、その中で、やはりくじで引かれたところをやるという。その中で受けたところが、自分ところの業者だけではということで、この部分は下請に出すという場合には、その同じレベルじゃないランクのところでも部分的に任すというような形をとっていただけたら、その方がよりはっきりするのではないかなと思いますし、その町内業者だけでの競争だってあり得るわけですから、そこで余り要らないと言ったらおかしいですけど、余り特例をつくるということは、かえって望ましくない、一定の線をきちっと引いた方が公平で、ある意味、透明な公正な入札ができるのではないかというふうに考えております。

議長（森本敏軌） これで、家城議員の一般質問を終わります。

次に、11番、勢旗毅議員の一般質問を許します。

なお、質問の前にご報告申し上げておきます。勢旗議員の一般質問通告書で、件名1の中の質問要旨、2項目目、地元活性化を意識した指名入札の見直しの件につきましては、取り下げの申し出がありましたので、報告しておきます。

勢旗議員。

11番（勢旗 毅） それでは、6月定例会におきまして、ただいま議長のお許しをいただきましたので、かねて通告しております三つの項目について、質問をいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

ただいま議長の方から報告がございましたように、本日も赤松議員さんと、ただいまの家城議員さんの質問が、私のと非常に酷似をしておったということで、私の方がご迷惑をかけるということで、取り下げをさせていただきます。一つご了解をお願いいたします。

それで、取り下げをさせていただきますのは、資材の調達につきまして、町内での調達という部分と、それから、いわゆる指名入札の関係、この点について取り下げをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それから、質問に入りますまでに3月の一般質問におきまして、私は、このLLPによる活性化ということで有限責任事業組合のことについて質問を申し上げました。その後、これについてお問い合わせをいただいたり、また、設立の動き等がございまして、商工観光課の方で積極的に、これに対応していただいておりますということで、お礼を申し上げておきたいと思いますが、それぞれ今後さらに、そういったことをばねにしながら、新しい企業が、企業化が進むというところまで円滑にいきますように、一層の指導をお願いをしておきたいと、このように思っております。

それでは、質問に入ります。まず、1点目は、緊急不況対策についてお尋ねをいたします。ただいま家城議員のお話にもございました地場産業の衰退から、町の経済環境は非常に厳しい状況になっていると認識しております。特に春先からは建設関係の落ち込みと建設業からの撤退等もございまして、関連する企業や、働くことができない人が生まれてきています。丹後全体で見ても、この経済環境は尋常ではないところまできているのではないかと感じざるを得ません。例えば、地元金融機関が発表する景況調査にいたしましても、いつもプラスに転じることはなっていません。加えて原油の高騰や資材の高騰、金融機関の融資が厳しいことから先行きへの不安感も大きなものがあります。このような厳しい現状を考えると、町内経済の緊急対策を初め、景気対策を総合的に検討し、従来とは幅を広げた不況対策本部を設置し、対処する必要があると考えて

おります。先ほど、尋常ではないと申しましたが、これまでの不況対策とは異なり、金融支援がコントロールできないのではないかと、このように考えております。このことが余計に不安感を駆り立ててきていると思っております。京都府下の市町村のジニ係数で最も所得の低い段階であります。このような状況を中高年の人に、今日の暮らし向きということで聞いてみますと、経済的水準については圧倒的に不十分という人が多いのですが、これを金額になおしてみますと、実際に手が届く可能性のある金額としまして、一人3万円程度の仕事が欲しいという声がありました。これは国民年金では夫婦二人で10万円程度に、プラス3万円掛ける2ということの6万円、こういった仕事がしたいとの思いであります。建設関係や織物関係で仕事を失った人や外に働きに出たい人には年々開く格差の中で、丹後は大きく今日まで全国の状況から外れておりましたが、17年度で終了しました緊急地域雇用創出特別交付金制度に類した制度を立ち上げるよう国に要求する。

あるいは、また京都府を通じた取り組みが必要ではないかと考えております。しかし、これは就労促進の政策ですから、もっと総合的な制度が理想かもしれませんが、いずれにしても京都府や国にも要請し、平成11年度に丹後が雇用増大地域に指定を受けたように、こういった取り組みが必要であります。また、家庭の外で就労することが困難な人については、在宅ワークに関する情報提供が必要であり、現在ではハローワークでの求人情報は役場等でも得られやすくなりましたが、今後は在宅ワークや在宅ワークにつながるスキルアップ、そういう情報も欠かせません。今、全国的にもかなりの市町村で、このような取り組みが進んできています。ここに来て、食料の大部分を他国に求めている中で、中国での問題を契機として農業が改めてクローズアップされ、道の駅や地域の販売施設やスーパーの中にも地元農産物のコーナーが設置されるようになり、学校給食への納入とあわせて、この部分でも顔が見える人気商品として育ちつつあります。

地元農産物の販売は自分がつくったものに自分が値段をつけて、それがすべて売れる。こういうことから、評価としてもですね、大変なことです。この喜びを・・・をする必要があります。また、加工品にも付加価値をつける大きな商品であります。売り方や品そろえも含めて戦略として・・・、副業的農家の所得をふやす試みもぜひ必要であります。

次に暮らしの資金について、お尋ねをいたします。これが合併の中で協議をされた結果、一世帯当たり20万円の貸し付けが、最高額20万円と申しますか、世帯人一人について5万円、こういうことになっております。暮らしの資金としての機能を果たさないのではないかと、こういう声をよく聞きます。実際に世帯人が一人だからものが安く買えたり、支払いが安くなるということはありません。行政でも世帯単位のものもあれば、人数によって変わるものもあります。例えば共同作業なんかの場合は、家族が1人であろうと7人であろうと、世帯として出ることになります。私は、このことは、どうも行政にとってもいいところ取りというふうにとられるのではないかとこのように思わずにはおられないわけです。世帯と人との使い分けが都合のよいように考えられているのではないかなと、こういうふうに思えてならないわけでございます。合併協定では、その旨、なっておりますが、既に合併してから今日までの経過の中で、現在にあわせて変更されている事項もあります。この暮らしの資金については、もともと制度が創設されてきた経過から、緊急避難として世帯を守るということでございまして、十分検討していただきまして、これまでの消費者金融を食いとめる役割も果たしてきましたが、現在では消費者金融自体が非常

に厳しい環境になるわけですから、強くお願いをしておきたいと思っております。

次に、クアハウスの再生について、お伺いをいたします。クアハウスの運営につきましては、非常に厳しい局面に差しかかっておりまして、担当課や関係者の努力にもかかわらず、右肩下がりでの入場者数が落ちておりますことは憂慮すべき段階と受けとめております。当初のころの3分の1の入館者数ですから当然であります。ただ、これは丹後、但馬を含めて温泉や類似施設が、その後、設置された影響が大きなものであります。何と申しましてもクアハウスの特徴は、厚生労働省が施設を認定し、財団法人日本健康開発財団の・・・を受けた基本構想によって温泉を利用した保養施設とされている点であります。クアハウスは全国に36の施設がありますが、現在では幾つかの施設が休館となっております。最近では創業から22年で改修費用の捻出が困難とのことで、3月末をもって北海道の弟子屈のクアハウス、長野県筑北村のクアハウス坂井も財政健全化のあおりで2,000万円の繰出金を減らしたいとのことが要因とされ、休館となっております。

現在、4月から医療構造改革の一環としまして、メタボリックシンドローム対策が国策としてスタート、特定健診保健指導には目標が設定され、平成25年度からは目標の達成度によって、後期高齢者医療制度への支援金が10%の範囲で加算、減算されることになっていきます。このようなときこそ、このクアハウスの機能を引っ張り出して、PRする必要があります。昨年来、聞いております府立与謝の海病院との提携にしても、もっと具体的な形で打ち出す必要はないでしょうか。例えば、規模やシステムは違いますが、瀬戸内野球少年団の舞台であります兵庫県五色町の健康道場、南平野健康道場のように時代が求めている。自分の健康は自分で守り、つくるといふ、より明確なコンセプトが必要であります。与謝の海病院にとっても運営にプラスになる方向が高い次元で検討され、この前段にクアハウスがあることが必要であります。このような提携は難しいことでしょうか。その次には福祉との連携がありますが、これもクアハウスの都合だけで考えると難しい問題もあります。今後の長い視点でお互いが歩み寄りながら考えてほしいと、このように思っております。また、このメタボリック対策としまして、国策として打ち出されてから多くの企業が新たなビジネスチャンスを求めて算入をしてきています。クアハウスは外からの入館者をどう取り込むか、あるいは、町内の各層にどういう形でもう少し入ってもらう。こういうことが問題だろうと思っておるわけですし、いろんな階層を対象にした楽しく継続性のあるイベントも積極的に企画し、打ち出す必要があるのではないのでしょうか。

全国、国保中央会の温泉を活用した保健事業のあり方に関する研究報告書でも、幾つかのクアハウスの事例もとりながら、まちづくりの活性化策が打ち出されています。自分に合った健康法を見つける場としてクアハウスがあるべきと考えています。日本健康開発財団や、その親会社でありますJTB、日本交通公社の指導も受けながら、マスコミの話題となるような戦略づくりが必要であり、外からの入館者がふえるような新たな視点での再生計画が立てられるべきだと考えていますが、町長のご所見をお願いをいたします。

3点目には、中山間地直接支払制度の改善についてであります。平成12年度から中山間地直接支払制度が始まりました。これはヨーロッパ各国の影響を受けた政策として、旧加悦町におきましても中山間地で傾斜地に農地があることから、大きな額の交付を受けてきました。平成17年度の2期からは、2期対策からは、さらに従来よりも基準の緩和が図られたことで、与謝

野町においてもより幅広い形で対象区域が拡大をされました。この制度の効果としては、耕作放棄地の発生が防止されていること。農道、水路等の維持管理が良好になっている。特にこれまでの農道整備がおくれておりましたが、関係者の労力提供とあわせて材料支給でのコンクリート舗装の効果や獣害防止策の設置、管理面でも地域ぐるみの営農や生産意欲の向上に結びつく取り組みにつながってきたと思われまます。

今日まで10年近く経過をするまで、私も全く認識が不足をしておったと反省をしておるわけでございますけれども、ここにきまして後継者の新規住宅用地を確保する場合、交付金の返還につながり、しかも、これが単に個人の返還のみにとどまらないことから、制度上での問題として明らかになってまいりました。具体的には農業後継者以外の者が新規住宅地を確保しようとする場合、協定違反として遡及返還の対象になることであります。これは、この制度の趣旨から考えると全くおかしな話であります。今、全国の農村では、限界集落が新しい問題になるなど、農山村から若者がいなくなる事態になっておまして、60歳でも若手です。このときに後継者、Uターン、Iターンする若者たちのための転用住宅であっても、交付金の返還義務、しかも遡及適用ということですから、全く考え方に大きな隔たりがあります。そこで、全国的にはどのようにしているのかと見てみますと、やはりどうしても交付金返還が免れないということで、他の地域に住宅地を求めた人の事例を全国的に見ることができます。若者が帰り、家を建てるということはタイミングがあります。このときを逃すと、この計画はつぶれる公算が強いのです。

そこで、町長にお尋ねと申しますか、お願いと申しますか、町もこの制度には大きな負担を負っておりますけれども、当然22年度以降も継続されるよう要望をしてほしいと、このように思っておりますが、そのために制度全体を見直し、強く改善を要望をしていただく必要があると考えます。例えば、申しあげました交付金の返還義務の緩和や、5年間という営農継続期間の設定が重荷になっているのではないかと。進む高齢化の中で制度の基本的な枠組み等ではありますが、こういったことを担当課と十分調整をしていただきまして、また、それぞれの農家ともご検討をいただきまして、この制度によって中山間地でも大きな効果をもたらしているところと、必ずしもそうでないところがあるわけでございますが、全体的に、この制度の効果だということを町長は現在までのところ、どのように見ていらっしゃるのか、このことも含めながら新しい制度への要望と、それから今の問題点ということで、お願いをしておきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（森本敏軌） 質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。40分まで休憩いたします。

（休憩 午後2時25分）

（再開 午後2時40分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 勢旗議員ご質問の緊急不況対策の取り組みはとのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の農業とも連携し、あと3万円の仕事の開拓をとのことでございますが、家城議員のご質問でもお答えしましたように、地域の経済環境は業界すべてにおいて大変厳しい状況にあり、議員ご指摘のとおり会社の廃業や縮小が進んでおまして、非常に危惧するところござ

います。当町では平成18年12月に国の地域雇用創造バックアップ事業制度を活用し、与謝野町地域雇用創造調査研究事業に取り組み、報告書を策定し、同時に与謝野町雇用創造協議会を立ち上げたところでございます。緊急的な雇用も必要とは考えますが、こういったことを契機に公共的な雇用事業から織物業や農産物等の特産品、温泉の活用や民間観光施設との連携を図った、ホスピタリティーを持った人材の育成や、販路改革を行うための人材確保など、長期的な雇用創出を図っていくことが急務と考えております。

国、府におきましては、業界の皆様にも、この危機を乗り越えていただくための支援施策を打ち出しており、町においても小規模事業者の皆さんにも活用できるような、極めて細やかな支援施策を設けてはおりますが、国、府の施策同様、その効果がなかなか見えてこない厳しい状況でございます。しかしながら、行政の施策にも限界がありますが、引き続き商工会等、関係団体と相談しながら、さらにできる支援を検討してまいりたいというふうに考えております。

また、ご提案の緊急地域雇用創出特別交付金制度の立ち上げ要請についてでございますが、ご承知のとおり、この事業は平成11年度途中から平成16年度までの約6年間、完全失業率の上昇などを背景に失業者への雇用就業機会の創出を図ることに加え、経営環境の厳しい中小企業等の新たな雇用創出及び雇用の安定を図ることを目的に、臨時応急の措置として実施されたものでございます。カンフル剤としての即効性はあったと考えておりますが、活用後の正式雇用は計画よりも少なく、地域の雇用創出の難しさを改めて実感したところでございます。しかしながら、少しでも雇用の創出を図ることは必要と考え、事業終了時に各市町村は継続の要望を国に行いましたが、継続に至っておりません。議員ご指摘のように、全国的にも地域を取り巻く経済環境は低迷しておりますので、改めまして市町村間の連携により国に対し、最高の要望を行うことも検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、次に2点目の暮らしの資金を一世帯20万円に、これは人数基準の撤廃とのことでございますが、ご承知のとおり暮らしの資金につきましては、与謝野町暮らしの資金貸付事業運営要綱に基づき、町内にお住まいの方で病気などで生活の不安定な世帯に対しまして、経済的自立や生活意欲の促進を図るために、その暮らしに必要な資金をお貸しするものでございます。貸付金額はお一人5万円を限度に、一世帯では20万円を限度としてお貸しし、貸し付けから2年以内に月々返済をいただくものでございます。

さて、ご質問の人数制限の撤廃につきましては、合併協議時に一人当たりの限度額を設けるのか、また、一世帯20万円以内にするのか、議論を重ねてまいりました。この議論の中で高齢の方で収入の少ない中、多くの借入れをされ、そして、返済金に苦慮されているケースや、単身世帯で借入れ後、町外に転出され、返済不能になるケースがあったことなどから、現在の基準としたものでございます。したがって、今後も今の基準で運営していきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、2番目の国策の健康づくりを積極的に取り込んだクアハウスの戦略としての再生計画をとのご質問でございます。クアハウス岩滝は平成5年11月にオープンいたしましたが、10年を経過した平成15年度から収支の逆転、いわゆる赤字が生じ、今もなお、施設の運営について苦慮しているところでございます。本施設はオープンして以来、厚生労働大臣認定の施設として運営しておりますが、厚労省の認定施設は一つに温泉利用型健康増進施設、これは平成20年

3月末現在、27施設ございます。

二つ目に、温泉利用プログラム型健康増進施設、これは平成20年3月末現在で30施設の、この2種類に分かれておりました、クアハウス岩滝は前者の温泉利用型健康増進施設として認定を受けております。お話の北海道弟子屈町にありますクアハウス屈斜路は、議員ご指摘のとおり本年3月末で休館となっているようでございますが、先ほどご説明いたしました厚生労働省の認定を受けておられない施設でございまして、単純に日本クアハウス協会に加盟した保養施設として運営を行っておられたようでございます。この施設のほか、クアハウスの名前のみを活用する施設は、全国に数多くございます。なお、クアハウス屈斜路は昭和61年度に建設され、平成16年度までは町直営施設として運営され、17年度から指定管理者制度を導入されたようでございますが、管理先の運営の失敗等が休館の主な要因のようでございます。

さて、財団法人日本健康開発財団は、JTBグループが出資している財団で、クアハウスを初めとした温泉施設の助言、広報などを行う組織でございまして、与謝野町とのかかわりは温泉利用型健康増進施設連絡会に加盟しているのみでございまして、国の健康づくりに対する情報の提供や温泉運動指導士及び温泉利用指導者の定期的な研修指導、厚生労働省の認定を受ける際の事務代行等のバックアップをお世話になっております。

議員、ご指摘のとおり国では健康づくりキャンペーンとして、国民運動全国協議会の立ち上げや健康日本21推進全国大会の開催を契機に、メタボリックシンドロームの予防などを、メディアを活用して啓発されておられますが、本年度、町では介護予防事業として社会福祉協議会に委託して、町民の方々へのクアハウスの利用促進を展開することにいたしております。クアハウスを活用したビジネスチャンスの戦略をとることでございますが、現在、指定管理者制度導入の是非について検討を進めることにしておりますが、前段でも話ししましたように、指定管理者制度を導入したことによって休館となった失敗事例もございまして、町直営だからこそ行いやすいまちづくり事業もございまして、当初、地域総合整備事業債を活用したふるさとづくり事業によって、3世代交流の場として整備した経過もございまして、温泉利用型健康増進施設としての機能は、一たん廃止すれば、なかなか元に戻るものではないことをご理解いただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、温泉は町の財産であると考えておりますし、温泉を使って健康というテーマを追及することは地域住民にとってもモチベーションとなりますので、クアハウス岩滝が厚生労働省の認定施設として与謝野町にとって必要であるとの認識に立ち、JTBに限らずさまざまな機関からの情報を集め、再生に向けて慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、3番目の中山間地域での農用地の転用条件の緩和と今日までの評価を行い、時期対策への要望に対する必要性についてお答えいたします。農業、農村が中山間地域を有し、多面的機能を確保する観点から始まりました中山間地域直接支払制度は、ことしで、今年度で9年目を迎えております。この制度は5年を期間として制度が設けられ、第1期対策は平成12年から16年度に行われ、現在は第2期対策として平成17年度から21年度まで実施される予定となっております。本町は三方を大江山連峰を初めとする山並みに囲まれ、盆地を形成し、傾斜地が多いなどの立地特性から約317ヘクタールの農用地に毎年、約4,500万円の中山間地域直接支払

交付金が5年間にわたって交付されております。協定地域では、これを有効に活用していただいておりますが、この制度には厳しいペナルティーがあり、例えば、協定農用地に一筆でも転用、耕作放棄地が発生する等の集落協定違反となる場合は、協定締結年度にさかのぼって協定農用地に交付された交付金を全額返還しなければならない制度となっております。

さて、ご質問の農用地の転用条件の緩和についてでございますが、この制度の趣旨は農用地が持ちます多面的機能を確保する観点から、制度が設けられておりますので、第1期では農用地の転用は認められませんでした。2期対策からは集落協定に参加する新規就農者、例えば、農業後継者が住宅を建築される場合で、許可手続を経た転用は転用した農用地分のみさかのぼって返却すればよい制度に改善されておりますので、転用が全く認められないわけではございません。したがって、一定の改善策は盛り込まれているものと判断しておりますが、基本的には5年間を農用地として管理する協定を集落と町とで締結しているため、転用等をする場合は事前に農林水産省や京都府との協議が必要となっておりますので、まず、協定地域内での協議をいただいた上で町にご相談いただきたいというふうに考えております。

平成22年度以降の制度の継続につきましては、現在のところ未定とのことでございますが、農林水産省が第3期対策に向けての協議を、この夏から始めると聞いておりました。その動向を見守りたいというふうに思っております。平成19年度から始まりました農地、水、環境保全向上対策と事業内容が重複するところが多くあり、そこが論点になるのではないかとというふうに考えております。

本制度の効果と集落の変化についてでございますが、昨年度、中山間地域直接支払制度に基づき集落協定代表者からアンケート方式で聞き取りを行い、中山間評価を行いました。本町は中山間地域直接支払いの対象農用地が約330ヘクタールあるうち、制度に取り組んでいる農地は約317ヘクタールで、ほぼ全域の96%の農用地で取り組みが実施されております。アンケート結果では、例えば、農家の高齢化、減少が進む集落においては、被農家等との連携を初め農地を保全する取り組みや景観作物の先付けを行い、集落の環境をよくする取り組みが行われていたり、京の豆っこ肥料の購入に充てられ、自然循環農業の推進や農道舗装、水路の改修、有害鳥獣対策など、集落に必要な事業に交付金が有効に活用されていることが明らかになっております。

このように農用地の耕作放棄の発生防止と農業用施設の維持管理、有害鳥獣対策はもちろんのこと、農村、農業が持つ水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的効果に大きく寄与し、住民の皆さんの生命と財産を守る効果としては大きな成果があるものと評価をしております。

現在、集落では一定、この制度が定着してきたと考えておりました。集落の農用地を保全することが地域の環境を守っているという意識が高まるとともに、交付金の使途がある程度、自由なため、集落みずからが企画された事業に有効に活用されているものと思っております。

以上、勢旗議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） 町長から答弁をいただきました。現在の景気の動向については、それぞれの方からお話を伺いまして、私がとりたてて申し上げる、改めて申し上げることもなかったわけですが、非常に厳しいと、私は尋常ではないという言葉で申しましたが、その辺をしっかりと受けとめていただく必要があるというふうに思っておるわけでございます。昔から私どもが聞いております

有名な話にですね、アメリカのコーネル大学というところで実験されたというカエルの実験という話がございます。カエルを熱湯の中にほおり込みますと、そのカエルはですね、その熱湯にびっくりして、その瞬発力で逃げた。ところが、その釜に水を張って、それですとどんどん湯をぬくめていきますと、カエルはそのまま気がついたときにはに出ることができなくなって死んでしまう。これは非常に有名な話でございますが、私どもは、そういったことに絶対になつてはならないし、そういう機運が、いろんな方がお持ちの方があつた。そういったことで一つぜひ、町の方でもそういった部分でご検討をいただく必要があるのではないかと思つていました。私、商工観光課の方でも、この間から札沓の様式できめ細かいいろんな制度について、書いて、それぞれのご家庭に配っていただいておりますが、実際にはあれが活用できない人が大部分だと思つて居るんですよ。その辺で一つこの状況を各課の中で持ち帰って、私は十分、その検討をしていただきたい。そして、新しい今後の道筋を検討していただく必要があるのではないかと思つて、そういうふうにおつておるわけでございます。

暮らしの資金につきましては、まことに残念なことです。それは要綱がどうであろうと、ただ現状は、やっぱり私どもは、そういうふうにおつておるにして、要望を受けておつておるので、一つこれは検討をお願いをしたいと思つておつておる。

それから、クアハウスにつきましては、大体今、多くの方に聞いていますと、もう健康、体に役に立つといひますか、栄養補助食品を飲んでいない人は中高年でないほど、みなやっぱり健康維持に気をつけて飲んでいらつしやるとのお話を聞きます。そういうことで、その健康の大切さを、それぞれわかっているわけですが、この健康ということが一番標榜するクアハウスに、なかなか人が行くことができないと、こういう状況があるわけございまして、一つそういったところの、今の、このピンチをですね、国策ですから、国策で健康づくりをやらうと、このときに、これに乗りおくれる、あるいは、これに取り組めない。あるいは、これでも効果が上がらないということになると、これは非常に難しいということになりますから、ぜひ一つ、そういったこと、与謝の海病院でもよろしいし、また、ほかともですね、福祉の方とも検討、連携をとりながら十分な、私は対策を講じていただきたいなと、とにかくお年寄りの人も行って楽しいということにならないと、なかなか私は足が向かないと思つておつておるにして、よろしくをお願いしたいと思つておつておる。

それから、中山間地直接支払制度で、町長の2期対策から農家の指定につきましては、これについては、認められることになつたと、これは私どもも存じておるわけでございますが、この農家の指定ですね、農業後継者という認識がなかなか現実には難しい部分がございます。実際の集落を守っていくためには、農家もあるし、農家以外の方もあつたし、また、本当の小さな農家もある。こういう状況でございます。したがって、そういう方たちがかえつて地域を守つてやる、こういうことこそですね、私は、この制度の中で、それはもう救つていけるような道がないと、どうしても理解がしにくいなと、こういうふうにおつておるわけございまして。先ほど申しましたが、全国の事例をずっと見てもですね、やっぱりそれで町、そこに住めないようになって町へ行つたとかいう方も幾つかの事例が出ておつた。各府県からも、その要望はかなり農林水産省について上がつておるといふふうに見ておつたが、ぜひとも、この要望を強く、私は出していただきたいなと、こういうふうにおつておる。そうでないと、京都府でも与謝野町は多く、

この交付を受けておる方だというふうに思っておりますので、ぜひとも次期対策の中で、そういったことが生かしていただけるというふうをお願いをしておきたいと思いますが、町長、そのところどうでしょうか。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） まず1点目は、緊急地域雇用創出特別交付金制度の立ち上げにつきましても、先ほども申し上げましたように、1町で言っているだけでもですので、やはり他の市町村と連携するなり、あるいは京都府下で町村会あたりから、そうしたものを国に要望を上げるなりという形で、ぜひ再考をしていただくような要望を行っていきなというふうに考えております。

それから、クアハウスの件ですけれども、本当に利用が少なくなってきて、赤になって金額のことばかりが出てくるんですけれども、せっかくの温泉、宝ですので、何とか宝の持ちぐされにならないように有効な使い方ができないかなということで、まず、先ほども申し上げましたような社協さんが入って、そこで介護事業をやっていこうかと、一つの場所として、あそこを活用していこうということでございますし、今の研修の中でメタボ等もございまして、有効な温泉の、そういう効用というものが、やはりまだまだ知られておりませんので、実際にあそこでトレーニングを受けて、訓練を受けてひざの痛みがなくなったということも、この議場の中の議員さんの奥様にもおられるようにお聞きしておりますし、やはり実際に、そういう実態があるわけでございますので、何とかそういうことが町民の皆さんにも有効に使っていただけるような、足の確保も含めた中で、この施設の活用をぜひ考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、中山間の農地の転用条件の緩和ということでございますけれども、これも先ほど申し上げましたように、第3期につきまして、非常にいろいろと町にとりましては、この制度でも有効な、いろんな手だてができたわけでございます。先ほども申し上げましたように、昨年からは農地、水、環境保全向上対策ということで、事業内容が、これはいろんな地域の方も含めた中で地域で守っていこうという形でございますので、それとの絡みがどうなるのか、ちょっとその辺も私自身もわかりませんし、今後のそうした動きの中でできるだけ農用地の耕作放棄がされないような、そしてなおかつ、その地域の人と一緒に環境を守っていけるような、そういう国の施策なりを十分利用した中で集落の皆さんが、みずから元気を出していただけるような、そういうことができるようにいろいろと情報も仕入れたり、あるいはそうした有効に生かされるような方向に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

1 1 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（森本敏軌） これで、勢旗毅議員の一般質問を終わります。

次に、8番、浪江郁雄議員の一般質問を許します。

8 番、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

アレルギー疾患対策について、町長並びに教育長にお伺いいたします。

最近、非常に多くなりました花粉症を初めアレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、そして、気管支ぜんそくを代表とするアレルギー症状は、いまや国民の3人に1人と言われ、現代社会における国民病とも言われ、その症状は近年、急速に重症化し、そして、複合化し、治りにくいとさ

え言われております。文部科学省が監修し、学校保健会が作成した学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインがことし4月以降、全国の教育委員会、学校などに配布され、アレルギー疾患のある子供たちを学校や園でどう支えるかという視点での取り組みを現場に促しています。同ガイドラインは、文部科学省のアレルギー疾患に関する調査検討委員会が、平成19年4月、全国の公立小学校、中学校、高等学校を対象として行った調査をもとに、学校におけるアレルギー疾患への取り組みの推進に向けた方策を提言したことを受けて、同報告書にもられた共通理解に基づく取り組みを具体的に示したものと位置づけられています。

アレルギー医療の現状を患者の視点から見てみますと、医療機関を選択する情報も少なく、たまたま受診した医師の資質によって治療や、その後の生活が大きく左右されたり、学校生活などで生活の質の格差を生んでいるという声もあるようです。また、医療の混乱につけ込んだ不適切な民間療法や、いわゆるアトピービジネスに取り込まれる人も跡を絶たないことから、学校、地域などで適切な治療につなげる連携体制の構築が急がれています。具体的には、学校、幼稚園、保育所などでの健康健診や学校を中心に疾患を理解し、自己管理を可能にする健康教育の実施などがあります。さらに幾つかの例を挙げてみますと、医療機関でぜんそくの治療を受けているにもかかわらず、たびたび呼吸困難発作を起こしたり、いつまでも体育の授業や学校行事に参加できない。また、医療機関を受診しているにもかかわらず、アトピー性皮膚炎が好転しないなど、そして、食物アレルギーで食べられるものがほとんどなかったり、食物アレルギーで重い症状、アナフィラキシーを繰り返すなど、適切とは言えない医療を受けている子供たちを専門医療機関につなげるシステムを構築する必要があります。

また、こうしたことを可能にする体制づくりについても、平成17年に厚生労働省の厚生科学審議会疾病対策部会のリュウマチ・アレルギー対策委員会が、国と地方公共団体との役割分担と連携と題して進めるべき施策をまとめ、同報告書に基づき地方で取り組むべき施策に関する通知であります。アレルギー疾患対策の方向性を都道府県、政令指定都市、中核市、その他政令市など、関係団体あてに出しております。先の文部科学省のアレルギー疾患に関する調査検討委員会の報告書によると、学校が各種の取り組みを行っていると答えた割合は、かなり高いものの、実際にアレルギー疾患で悩んでいるお子さんを持つお母さんたちに聞くと、実際とは違う、こんなに対応してくれていないという声が多くあるという報告もあります。

いかに立派なガイドラインができて、実際にそれが学校現場で実行されなければ意味がありません。それらを踏まえまして、町長にお伺いいたしますが、アレルギー疾患の有病率の実態と、中でも重い症状であるアナフィラキシーを起こす子供たちは、どれくらいおられるのか、また、町としてのアレルギー疾患対策の取り組みについてお伺いいたします。

次に、学校などでの必要な対応と基本的な方針、また、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインに基づく施策の推進について教育長にお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議 長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 浪江議員ご質問のアレルギー疾患対策についてお答えいたします。

1点目のアレルギー疾患有病率ですが、全国調査では国民の30%以上が何らかのアレルギー

疾患を有していると言われております。アレルギー疾患には、主にはアトピー性皮膚炎、気管支ぜんそく、アレルギー性鼻炎等があり、乳幼児期のアレルギー疾患は主には皮膚炎の症状が出てまいります。当町の7カ月児を対象にした乳児健診での状況も皮膚炎がほとんどでアレルギー疾患の有病率は21%でございました。

2点目のアナフィラキシーを起こす子供についてでございますが、アナフィラキシーはアレルギーとなる物質に接触後1分から15分以内に発症する急性の全身性の反応でございます。血圧低下、意識障害に呼吸困難を伴うと生命に危険が伴います。原因物質としましては、食べ物、ペニシリン、ハチ刺されなどが代表的なものでございます。また、最近では食物依存性、運動誘発性アナフィラキシーの存在が知られるようになってまいりました。町全体の実態は不明でございますが、乳幼児健診などの母子保健事業の中では、1名把握している方があり、担当保健師が適宜個別に相談対応をしております。

3点目の町としての取り組みでございますが、乳幼児健診等で症状が疑われる場合は、受診をお勧めしております。アレルギー性症状も原因物質も多岐にわたるため適切な検査、診断と治療が欠かせませんので、健診後、保健師、栄養士の個別相談や情報提供を行っております。

予防接種の際は、より安全に接種ができるよう専門の予防接種という制度があり、専門の予防接種という制度があり、与謝の海病院との契約に基づき、与謝の海病院小児科で高度な医学的管理体制のもとで予防接種を行っております。また、症状に症例によっては府立医科大学附属病院の高度専門的予防接種で実施できる体制も整っております。

食物アレルギーの場合は、原因物質の除去が必要なため、保育所等の給食提供施設では、特定食品の除去を実施いたしております。

以上で、浪江議員への答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 浪江議員の私へのご質問にお答えいたします。

まず、実態についてですが、私どもの所管しています幼稚園、それから、小学校、中学校におきます校医等でアレルギー疾患と診断されました幼児、児童、生徒の数であります。ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー鼻炎、結膜炎、食物アレルギー、薬剤化学物質アレルギー、動物アレルギー、それから、アナフィラキシー、ハウスダストアレルギー、その他、花粉症、日光過敏症などですね、の疾患数及び有病率につきましては、幼稚園が18、小学生が345、有病率にいたしまして21.5%、それから、中学生が227人、有病率20.2%となっております。そのうち、アナフィラキシーにつきましては、小学校で1名、中学校で2名、この中学校につきましては、小学校のときには非常にちょっと症状があったりしたんですけど、現在、学校の方ではほとんど、その症状はもうなくなってきていると。元気に部活動なんかも積極的にやっているという状況ではございます。

今、言いましたように、ちなみに19年3月の日本学校保健会のアレルギー疾患に関する調査研究委員会から出されております調査報告書によりますと、全国的な有病率としましては、小学生が28.4%、中学生が26.8%となっておりますので、率におきましては若干低い状況であると言えます。こうした実態を踏まえまして現在、学校などで行っている対応や基本方針に関してであります。現在、各学校、幼稚園ではアナフィラキシーに限らず、アレルギー疾患の子

供たちが安全、安心な学校生活を送れるよう保護者や医療機関と連携をとりながら環境整備や教育活動の中でさまざまな配慮や取り組みを行っておりますが、先ほど申し上げましたように、現実には2割以上の子供たちが何らかのアレルギー疾患を持ち、苦しんでいるという事実を重く受けとめまして、一つには健康上、配慮を要する園児、児童、生徒の実態をまずきちんと把握する。二つには、アレルギー疾患を持っている幼児、児童、生徒のそれぞれの症状や特徴を知っておくことにより、教育活動や学校生活上の配慮や対応を適切に行う。三つには、病状が急速に変化し得ることを理解し、日ごろから緊急時の対応に備え、学校、保護者、医療機関と連携した体制を確立しておく。こうした方針のもとに各学校や幼稚園では、学校保健法に基づいて毎学年、定期的に行っている健康診断の結果や保護者から提出されます家庭調書、ホームカードとも呼んでおりますけれど、その家庭調書に記入された健康上の配慮事項等に基づき状況や排除のあり方について、全教職員が共通理解を図り、日常的な対応及び緊急時の対応の体制を確立して取り組んでいるところであります。

次に、ご質問の学校のアレルギー疾患に対する取り組みのガイドラインに基づく施策の推進についてであります。議員ご指摘のように本年、学校保健会、文部科学省から学校アレルギー疾患に対する取り組みのガイドラインが発刊され、配布されると伺っておりますが、まだ、私などの教育委員会や学校現場には届いておりません。府教委のところまで届いた段階だという状況を把握しております。しかし、いずれ私どものところにも、また、各学校のところにも届くはずでございますので、現在、取り組んでおります取り組みを大切にしておりますことを基盤にしながら、今後、そのガイドラインを生かし、さらに充実した取り組みの推進を図ってまいりたいと、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今、答弁にありましたように、現在、対応していくという答弁がございました。その中で数点が、少しこういうことをどうかということをお話ししたいと思うんですけれども、まず、薬、いろいろな薬を使う場合があると思っておりますけれども、その薬の預りや投薬についてとか、また、これから非常に暑い季節になりまして、汗をかいたりするわけですが、また、プールが始まるわけですけれども、そのプールの塩素による対策ですね、また、そのほか給食のお話がありましたけれども、給食アレルギーの児童が全国に約33万人いると言われております。そういった中で、今現在、対応されているという答弁がありましたけれども、その保護者の方から相談がありまして、それは、そこが学校の中で、また、いろいろ対策なりされると思うんですけれども、その経緯というのか、を少しお聞きしたいと思います。というのが、やはり現場と、また、教育長とかの意識の共通というお話も先ほどありましたけれども、そういう意味で一堂に会して、そういった会議をされているのか、そういう対策をされているのか、そのあたりを少しお伺いいたします。

それから、もう1点、健康教育ということでありますけれども、これは他の私立校の取り組みなんですけれども、保健体育の授業でクラス全員にぜんそくの病態や治療の話をして、そういう病気を知ってもらうということで、その後、児童に聞いてみると自分の生活を見直すきっかけになったりとか、また、ストレス、食事のことに気をつけるようになったとか、また、友達が

ぜんそく等で困っている場合なんかは、一緒に支えてあげたいというような共感の気持ちを持てる、非常によい効果があったという報告がございます。こうした健康教育を行っていきまして、病気を正しく理解して、今の今後の共感をする心というのを育てていけるのではないかと思っておりますので、このあたりについての見解をお伺いいたします。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。まず、一人一人の子供たちのアレルギー疾患に対します特徴でございますね。それにつきましては、先ほど申しましたようにすべて把握しておると、そのように思っております。先ほど言いましたように、まず、入学してくる、そのときに先ほど言いましたように家庭調書、いわゆるさっき言いましたカードでございます。それらで申告してもらい、それからまた、先ほど言いましたように校医の健診等で把握し、それぞれに合った対応をしております。

また、食べ物等につきましても、これはだめと、先ほどアナフィラキシーの小学生1名といいますが、この子供につきましても、いわゆる食べ物から出てくるアナフィラキシーショックが懸念される子供でございますけれども、それらにつきましても、保護者と入念な打ち合わせ、それをさせてもらって学校の方は対応しております。

それからまた、給食をやっておりますので、センターの方も、それらにつきましては、学校からすべてデータを取りまして、そして、そのアレルギーの子供たちに対しましては、特別の給食を調理して、そして、供しております。それから、これは自校炊飯の幼稚園と、岩滝の幼稚園ですね。それから岩滝小学校につきましても、それぞれ、いうたら特別メニューで対応もさせてもらっております。一応、保護者からいろいろと対応について、学校の方は聴取し、そして、それに応じた対応をさせてもらっておるということであります。それから、このアレルギーに対しての対応につきまして、すべてのものが一堂に会して、そうした会議をやっているかということといえますと、やっていません。とてもそんな全教職員を集めてやれる、そんな機会もございませんので、これはやはり各学校の中で、それを所掌します、いわゆる分掌をします養護教員等の集まりの中では、これは当然やりまして、あるいはまた、私ども直接聴取します校長会議等で、これらについての対応や配慮については指示をさせていただく。これは組織上、仕方がないことだと、私はそう思っております。

そういう手だてで、これはこのアレルギーの問題につきましては、先ほど浪江議員がおっしゃられました平成17年ですか、提言、それは各学校にすべて行ってあります。だから、それが一つの大きなはずみになって、各学校、このアレルギー疾患の子供たちへの対応と配慮につきましては、より大きく前進していったというふうに、私どもは考えておるところでございます。

以上、答弁漏れはありませんか。以上、答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 今、答弁いただきましたように、いろいろな対策をとられております。また、町の方としましても、乳幼児健診等で、そういう相談体制を図られているというお話を伺いました。つい先日ですけれども、就学前のお子さんを持つお母さんの方から、今はお弁当なんだけど、学校に行ったら給食はどうかなと、非常に心配をされておりました。そういったことが、こういう対策がとられているということが御存じなかったのか、そういう不安があったように思いました。

今後、やっぱりそういった、少しでも不安を取り除くような、こういう対策をされていますから、そういうことにもまた、健診ときとかでも、町の方からでも、保健師さんの方から声をかけていただいて、そういう相談に乗ってあげられるような体制の、さらなる強化をお願いいたしまして、質問を終わります。

議 長（森本敏軌） これで、浪江郁雄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、明日、6月12日、午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集ください。

大変ご苦労さんでした。

（散会 午後3時33分）